



インターネット・ビジネスへの投資
ゴールドマン・サックスの独自アプローチ

netWIN®

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド

Aコース 為替ヘッジあり)/ Bコース 為替ヘッジなし)
追加型株式投資信託 / 国際株式型(北米型) / 自動けいぞく投資可能 / 信託期間 無期限

目論見書

2003.8

(注)「netWIN」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

設定・運用は



創造的な資産運用。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント

1. この目論見書により行う netWM ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド A コース(為替ヘッジあり)および netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース(為替ヘッジなし)(以下両ファンドを総称して「本ファンド」といいます。)の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 15 年 2 月 28 日に関東財務局長に提出しており、平成 15 年 3 月 1 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定により平成 15 年 8 月 29 日に有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出しております。
2. 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

<目 次>

1.	ファンド概要	1
	1-1. 商品概要	1
	1-2. お買付けとご換金	2
2.	ファンドのポイント	3
	2-1. ファンドの特徴	3
	2-2. 運用の特徴	9
3.	運用体制	10
	3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制	10
	3-2. 運用体制に関する社内規則等	10
	3-3. リスク管理体制	11
4.	分配方針	12
5.	リスクおよび留意点	13
	5-1. 元本変動リスク	13
	5-2. その他の留意点	15
6.	ファンドの情報提供	17
	6-1. 取扱販売会社	17
	6-2. 基準価額	17
	6-3. 運用報告書	17
	6-4. その他ディスクロージャー資料	17
7.	お申込手続き	18
	7-1. お買付け	18
	7-2. ご換金	19
	7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点	20
8.	費用および税金	21
	8-1. 手数料、信託報酬および諸費用	21
	8-2. 課税上の取扱い	23

<目 次>

9.	信託の終了・約款の変更等	26
	9-1. 信託の終了	26
	9-2. 約款変更	27
	9-3. 反対者の買取請求権	27
	9-4. その他の契約の変更	28
10.	受益者の権利等	29
11.	内国投資信託受益証券事務の概要	31
12.	ファンドの概況	32
	12-1. ファンドの沿革	32
	12-2. ファンドの関係法人	32
13.	委託会社等の概況	34
14.	ファンドの経理状況および運用状況	35
	14-1. 財務諸表	38
	14-2. ファンドの現況	61
	14-3. 運用状況	65
15.	その他	70

投資信託用語集

信託約款

(注1) 本書においてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を以下「委託会社」または「当社」といいます。

(注2) 本書において投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法第198号。その後の改正を含みます。)を以下「投資信託法」といいます。

(注3) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1. ファンド概要

1-1. 商品概要

ファンド名	netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり) netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし) (以下両ファンドを総称して「本ファンド」とい、必要に応じて、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)を「Aコース」とい、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)を「Bコース」といいます。)
商品分類	追加型株式投資信託／国際株式型(北米型)／自動けいぞく投資可能
ファンドのねらい	信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。
主な投資対象	本ファンドはnetWINゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券を主な投資対象とします。マザーファンドは、「インターネット・トールキーパー」企業の株式を主要な投資対象とします。
信託設定日	1999年11月29日
募集期間	2003年3月1日から2004年2月29日まで (注) 募集期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
募集総額	各コースにつき、5,000億円を上限とします。
信託期間	原則として無期限です。
決算日	毎年5月30日および11月30日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
収益分配	原則として年2回の決算時に収益の分配を行います。委託会社が配当等収益および売買損益(評価損益を含みます。)等の中から基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。 自動けいぞく投資コースの場合、分配金は税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
信託報酬	純資産総額に対して年率1.90%
信託事務の諸費用	純資産総額に対して年率0.05%を上限として定率で差引かれます。
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託銀行	UFJ信託銀行株式会社
スイッチング	取扱販売会社によってはAコースとBコースの間でスイッチング(無手数料での乗換え)が可能です。(スイッチングは解約請求制です。) 詳しくは「8-1. 手数料、信託報酬および諸費用 1. 申込手数料」をご参照ください。

(注) 本ファンドおよびマザーファンドを総称して以下「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド」または「netWIN」といいます。

ニューヨークの休業日

左記は2003年8月29日現在、委託会社が認識し得る2004年12月までのニューヨークの休業日です。
(休業日は変更されることがありますので、必ず事前に取扱販売会社までお問い合わせください。)

2003年	9月	1日	労働者の日
	10月	13日	コロンブス記念日
	11月	11日	休戦記念日
	11月	27日	感謝祭
	12月	25日	クリスマス
	2004年	1月	元日
	1月	19日	キング牧師誕生記念日
	2月	16日	ワシントン誕生記念日
	4月	9日	復活祭(聖金曜日)
	5月	31日	戦没者記念日
	7月	5日	独立記念日
	9月	6日	労働者の日
	10月	11日	コロンブス記念日
	11月	11日	休戦記念日
	11月	25日	感謝祭
	12月	25日	クリスマス

1. ファンド概要

1-2. お買付けとご換金

お買付け・ご換金のお申込受付	ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日(以下「ニューヨークの休業日」といいます。)である場合を除く毎営業日にお買付け・ご換金のお申込みができます。
受付締切時間	毎営業日の原則として午後3時(国内の証券取引所の半休日は午前11時)*までにお申込みが行われ、かつ当該申込みの受付けにかかる各取扱販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。 *取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。
お買付価額・ご換金価額	お買付価額はお申込日の翌営業日の基準価額になります。ご換金価額はお申込日の翌営業日の基準価額より信託財産留保額を控除した金額となります(解約請求制)。
お買付単位 ^(注)	a. 一般コース : 1万口以上1万口単位 b. 自動けいぞく投資コース : 1万円以上1円単位 a.またはb.のいずれかをお選びください。ただし、取扱販売会社によってはどちらか一方のみのお取扱いとなります。なお、一度お選びいただいたコースは途中で変更できません。
お申込手数料	3.00%を上限として、各取扱販売会社が別途定める料率
ご換金単位	1万口単位(自動けいぞく投資コースの場合は1口単位)
信託財産留保額	基準価額に対して0.30%
ご換金代金のお支払い	換金申込日から起算して、原則として5営業日目からお申込みの取扱販売会社を通じてお支払いたします。
課税関係	収益分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の個別元本超過額に対して20%(所得税15%、地方税5%)の税率により源泉徴収されます。ただし、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、個人の受益者について10%、法人の受益者について7%の優遇課税が適用される予定です。詳しくは「8-2.課税上の取扱い」をご参照ください。

(注)

- ・「一般コース」は、分配金をそのつど受け取るコースです。
- ・「自動けいぞく投資コース」は、分配金が税金を差引かれた後、自動的に再投資されるコースです。お買付けに際して本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を取扱販売会社との間で結んでいただきます。
- ・取扱販売会社によっては、最低申込単位が異なる場合や、いずれかのコースのみのお取扱いとなる場合があります。
- ・取扱販売会社によっては、自動けいぞく投資コースを申込まれた場合でも、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申出することができます。

お申込みの詳細については、取扱販売会社にお問合せのうえ、ご確認ください。
取扱販売会社については「6-1. 取扱販売会社」をご参照ください。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

ファンドの特色

1. netWINは、主に米国を中心とした「インターネット・トールキーパー*1」企業*2の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指します。
2. 「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」との投資哲学のもと、20年を超える実績を有するゴールドマン・サックスの成長株式運用チーム(米国)*3が本ファンドの運用を担当します。
3. 個別銘柄の分析を重視したボトム・アップ手法により銘柄選択を行います。
4. Aコースは対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。Bコースでは、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(注1)為替ヘッジにはヘッジ・コストがかかります。ヘッジ・コストとは、為替ヘッジに伴うコストまたはプレミアムのことで、海外の短期金利と日本の短期金利の差とほぼ同じとなります。

(注2)市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

*1 「インターネット・トールキーパー」は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

*2 本書において「インターネット・トールキーパー」企業とは、インターネットの利用者が増加し、ネット交通量やネット上の取引量が増えることによって収益を伸ばすことが見込まれる企業を指します。
詳しくは後記「3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制」をご参照ください。

2. ファンドのポイント

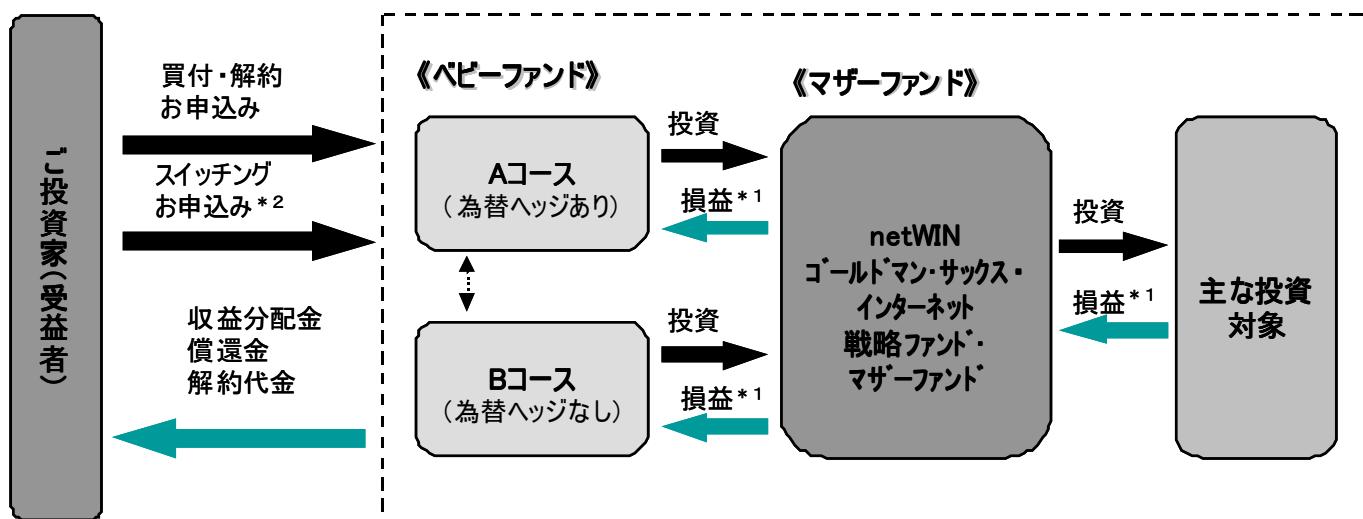
2-1. ファンドの特徴

本ファンドは、主としてnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンドの受益証券に投資します。

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめて各ベビーファンド(AコースおよびBコース)とし、それぞれその資金をマザーファンドの受益証券に投資して、その実質的な運用を行う仕組みです。ただし、各ベビーファンド(AコースおよびBコース)から有価証券等に直接投資することもあります。

投資家は、対円で為替ヘッジを行うAコース、対円で為替ヘッジを行わないBコースが選択でき、また、AコースおよびBコースの間でスイッチング(無手数料での乗換え)が可能です(ただし、本ファンドのお申込みをいただく取扱販売会社により異なります。)。

Aコースは原則として、対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をめざします(したがって、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストがかかります。)。Bコースは対円で為替ヘッジを行いません。したがって為替変動の影響を大きく受けることが想定されます。



*1 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

*2 スイッチングは解約請求制です。取扱販売会社によってはスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

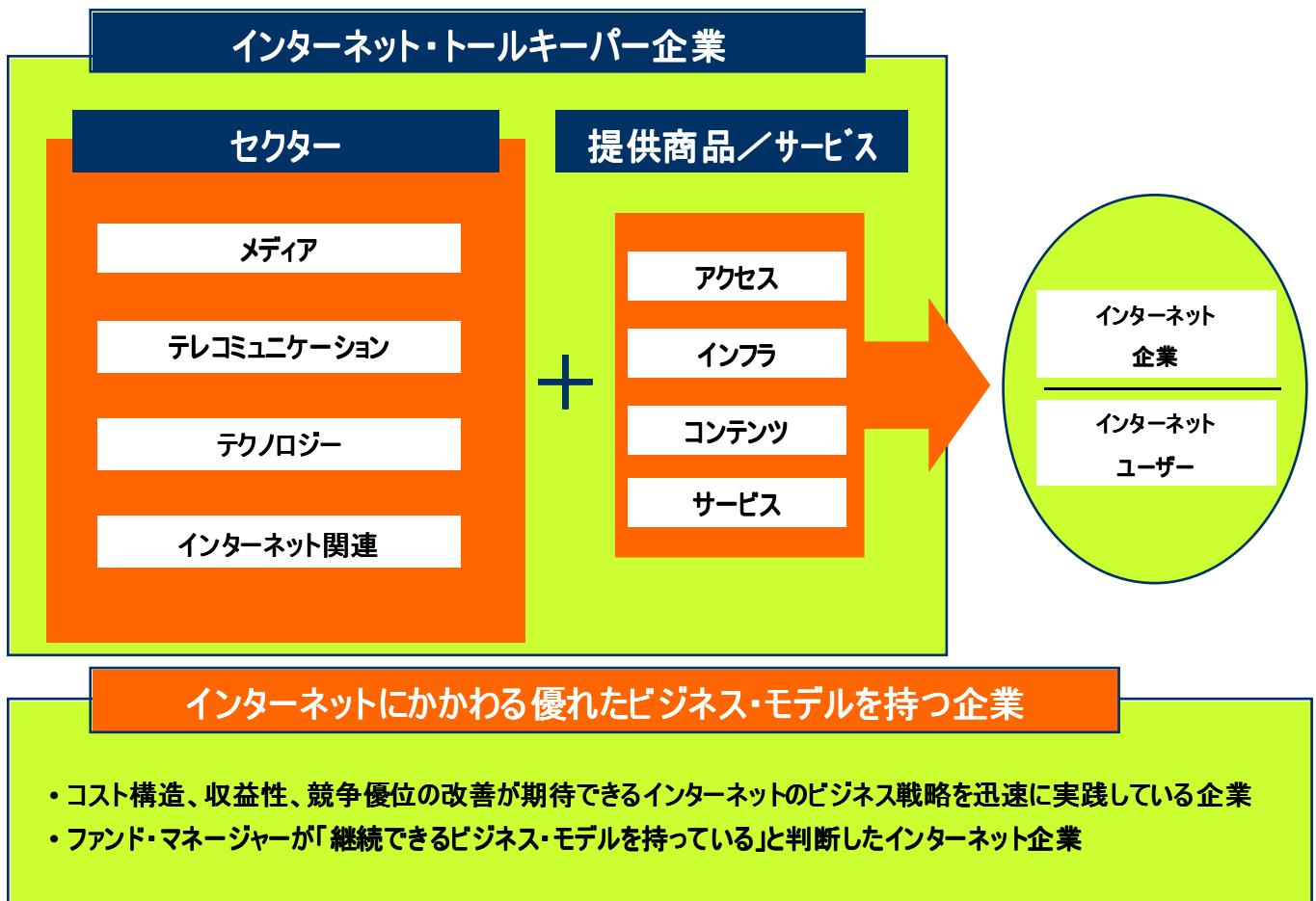
(注) 2003年8月29日現在、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)および同Bコース(為替ヘッジなし)以外でマザーファンドに投資するファンドはありません。ただし、今後マザーファンドに投資する他のファンドが設定される場合があります。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

ファンドのコンセプト

- 「インターネット・トールキーパー」企業の株式を主要な投資対象とします。「インターネット・トールキーパー」企業とは、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、インターネット関連セクターにおいて、インターネット企業やインターネット・ユーザーに対しアクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供し、かつ、インターネット業界の成長により収益が上げられるとファンド・マネージャーが判断した企業とします。(下図参照)
- また、「インターネット・トールキーパー」企業のほか、コスト構造、収益性、競争優位の改善が期待できるインターネットのビジネス戦略を迅速に実践している企業や、ファンド・マネージャーが「継続できるビジネス・モデルを持っている」と判断したインターネット企業の株式にも投資することにより、基本方針の実現を目指します。(下図参照)



マザーファンドは、市場にて取引されている米国株式に主として投資しますが、信託財産の約25%を上限として米国以外の株式(エマージング諸国のマーケットの株式や米ドル建て以外の通貨建ての株式を含みます。)に投資することができます。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

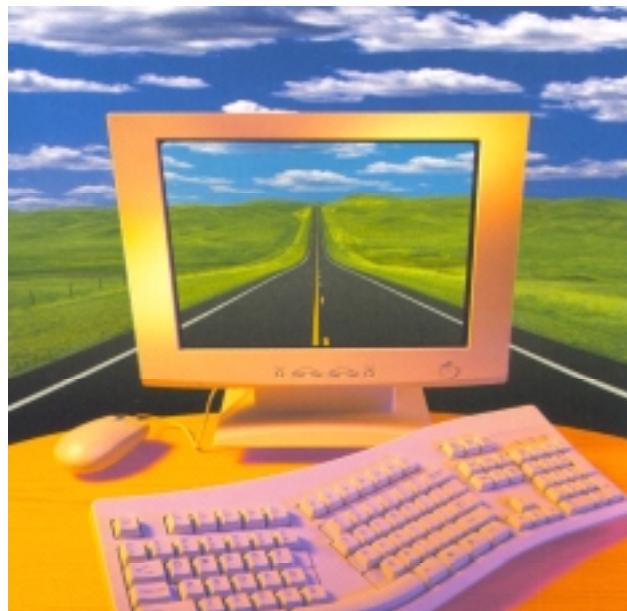
ファンドの銘柄選択のポイント

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドにおける投資のキーワードは、「インターネット・トールキーパー」企業です。

すなわち、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドは、インターネット・ブームを支えるアクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供する企業である「インターネット・トールキーパー」企業を中心に投資します。

トールキーパーとは？

「トールキーパー」とは、英語で高速道路などの「料金所」（「料金徴収人」）のことをいいます。高速道路の「料金所」は、交通量の増加や通行料の引き上げによって、収入が増加します。netWINでは、高速道路などの「料金所」のように、「交通量」（＝売上げ）の増加や「通行料」（＝価格）の値上げに伴い収益を上げることできる企業を「トールキーパー」企業と呼びます。こうした「トールキーパー」企業の多くは、圧倒的な市場シェアや強力なブランドネーム等を有することにより、価格競争力と継続的な収益の源泉を有し、ビジネスを安定的かつ継続的に拡大することが可能な戦略的優位性を持っていると考えられます。インターネット・ビジネスの場合の「交通量」とは、「ネット交通量」のことを指しております。今後インターネットの利用者が増加し、ネット交通量やネット上の取引量が増えることによって、収益を伸ばすと見込まれる企業、換言すればインターネットの世界において「トールキーパー」の性格を有するとファンド・マネージャーが考える企業のことを、netWINでは「インターネット・トールキーパー」企業と呼びます。単にインターネット上にサイトを持っている企業やインターネットを通じて商品の販売を行う企業のことは、必ずしも「インターネット・トールキーパー」企業とは呼びません。



「トールキーパー」

||

Tollkeeper (英語)

料金所
料金徴収人

↓
交通量の増加や
通行料の引き上げによって
収入が増える

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

具体的な「インターネット・トールキーパー」企業としては、インターネット企業やインターネット・ユーザーに対して、アクセス、インフラ、コンテンツ、サービスを提供する、メディア、テレコミュニケーション、テクノロジー、インターネット関連企業などがあります。

なお、netWINは、主に米国を中心とした「インターネット・トールキーパー」企業に加えて、インターネット戦略へすばやく対応することにより、コスト構造や競争優位性の改善が期待される企業へも投資を行います。また、インターネット企業の中でも、ファンド・マネージャーが、「継続できるビジネス・モデルを持っている」と判断した企業に投資することもあります。

**netWINは、脆弱なビジネスモデルにとどまる
いわゆるインターネット企業（ドット・コム企業等）を投資対象とはしない方針です。**

いわゆるインターネット企業

- 利益を上げられるビジネス・モデルができていない
他社事業との差別化が困難となっている企業が多い
↓
- 取引量拡大ばかりに注力し、価格競争に陥ることがある
長期的な収益力に不確実性がある
↓
- 新興のドット・コム企業の中で持続性のある成長を見込めるものは数少ないと考えられる

高いリスク、高い不確実性の対価としての
高いリターンを追求する投資アプローチ

「インターネット・トールキーパー」企業

- 強固な事業基盤
 - 強いブランド力、特許を有する
 - 独占的なシェアを有する、規模の優位性を発揮できる
 - 価格競争力を保持している
 - 繼続的に収入が見込める
 - フリー・キャッシュ・フロー、資本収益率が望ましい水準である
- 優れた長期的な事業見通し
 - 持続可能な成長が見込まれる
 - 製品のライフ・サイクルが長い
 - 持続的な競争優位性
 - 人口構成の変化に即した事業である
- 優れた経営
 - 合理的な資本配分が行われている
 - 安定的な業歴を有する
 - 従業員と株主の利害を一致させている

相対的に安定性を目指す投資アプローチ

2. ファンドのポイント

2-1. ファンドの特徴

ゴールドマン・サックスはこう考えます。

1. トールキーパー(Tollkeeper)という概念をご存知でしょうか。

英語で高速道路などの「料金所/料金徴収人」のことです。トールキーパーは、そこを通るクルマが増えるほど、たくさんの料金を徴収できます。では、高速道路をインターネットにおきかえるとどうなるでしょう？インターネットの交通量が増えるほど、たくさんの料金を徴収できる「インターネットのトールキーパー」。…それは、インターネットへのアクセスを提供する企業や、インターネットのインフラを構築していく企業に他なりません。

ゴールドマン・サックスは、それらの企業を、「インターネット・トールキーパー」企業と位置づけ、「インターネット・トールキーパー」企業への投資を中心とする投資戦略に基づいて、長期的な資産運用をめざすファンド—netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド—toここに提案します。

2. インターネット利用が拡大すると、収益の伸びが見込まれる企業を中心に、投資するファンド。

インターネットの登場によって、国境を越えてリアルタイムにコミュニケーションを取ることが容易となりました。そして現在も、インターネットは世界経済に大きな影響を与え続けています。仕事から日常生活まで、人類のコミュニケーションに大革命を起こしたインターネット。インターネットによる世界経済への影響は拡大していくと考えています。

3. インターネット・ビジネスへの投資

インターネット・ビジネスへの投資は、投資家の皆さんに資産形成の大きな機会を提供します。その反面、大きな潜在的なリスクを伴います。e-コマース(電子商取引)に取り組む新興のインターネット企業のうちいくつかは、高いリスクと不確実性の対価として投資家に高いリターンをもたらす可能性があります。しかし、それら新興の「ドット・コム」企業とも呼ばれるインターネット企業の中で持続性のある成長を見込まれるものは数少なく、長期的なビジネスの成長や収益力を確立できなかったり、なかには生き残ることさえ難しいのではないか、と懸念される企業もあると思われます。

それはなぜでしょうか。

e-コマース(電子商取引)に取り組むインターネット企業の多くは、単にインターネット上の取引量の拡大や他のインターネット企業とのシェア争いに専念させていているのではないかと思われるからです。

こうした企業のほとんどは、まだ強力なブランドチャイズを確立できず、事業の差別化が困難で、市場支配力やブランド力ではなく、ただ価格だけが勝負の競争に巻き込まれてしまっているように見えます。

4. インターネットは現在も成長を続けています。

このインターネットの成長がもたらす機会を捉えつつ、これまでのインターネット・ビジネスへの投資とは異なる視点に基づいた、長期的かつ確固とした投資戦略を追求するのが、netWINです。

2. ファンドのポイント

2-2. 運用の特徴

運用哲学

「よりよい投資収益は、長期にわたって成長性の高い事業へ投資することにより獲得される」

運用戦略

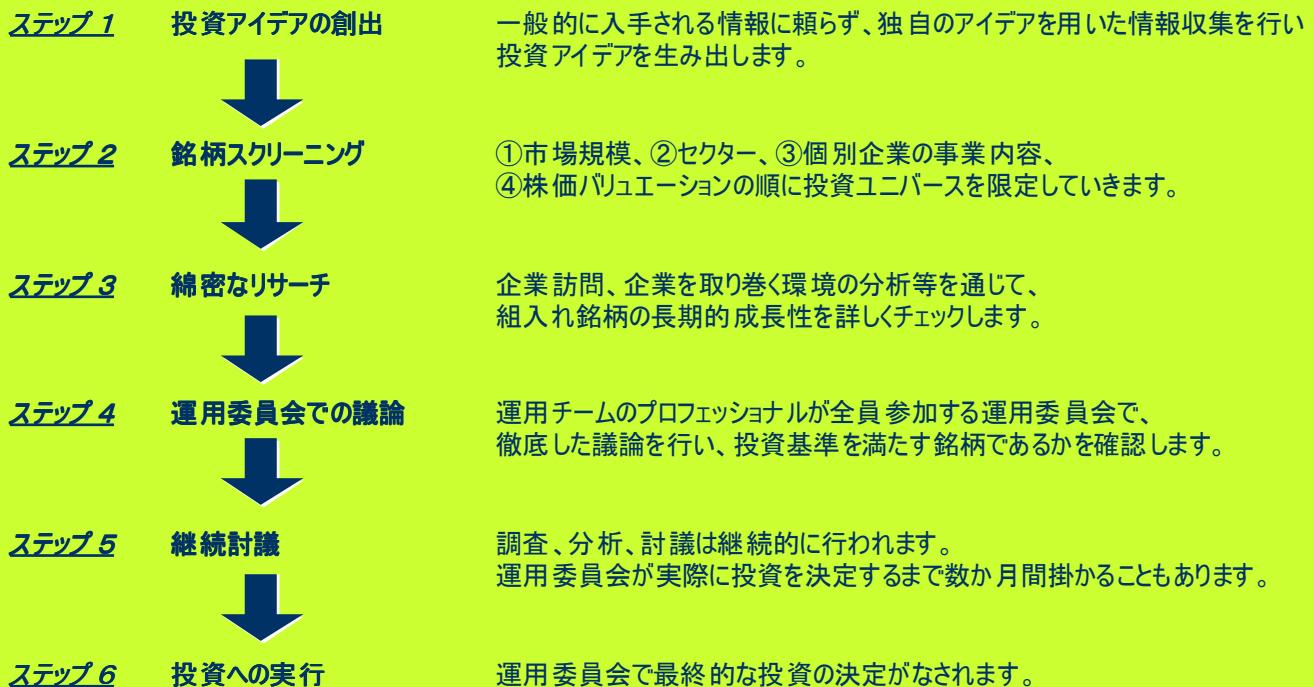
単なる株式売買ではなく会社・事業を実際に買うかの如く投資します
 「株式の売買」とよりも、「成長ポテンシャルを持つ事業への投資」に近い戦略です。

質の高い成長企業・事業に投資します

戦略的に、長期に一貫した成長力を示す体制の取れた企業に投資します。

事業のもつ本源的な価値が株価に織り込まれていない企業に投資します
 本源的な事業価値がまだ株価に十分に織り込まれていないと判断した企業に投資します。

運用プロセス



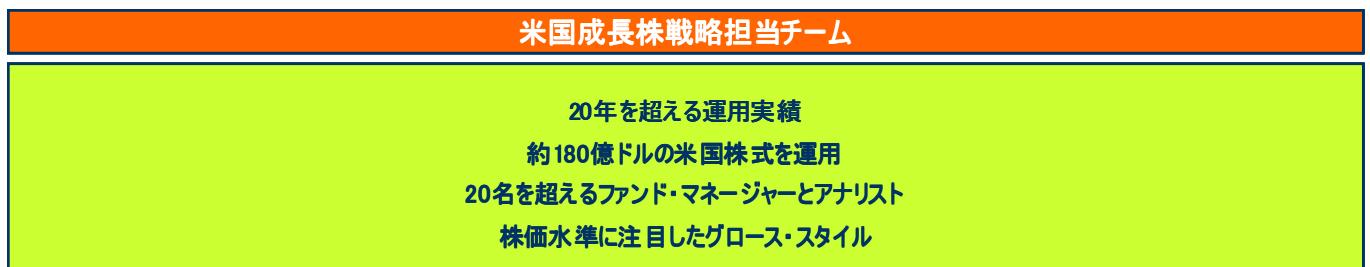
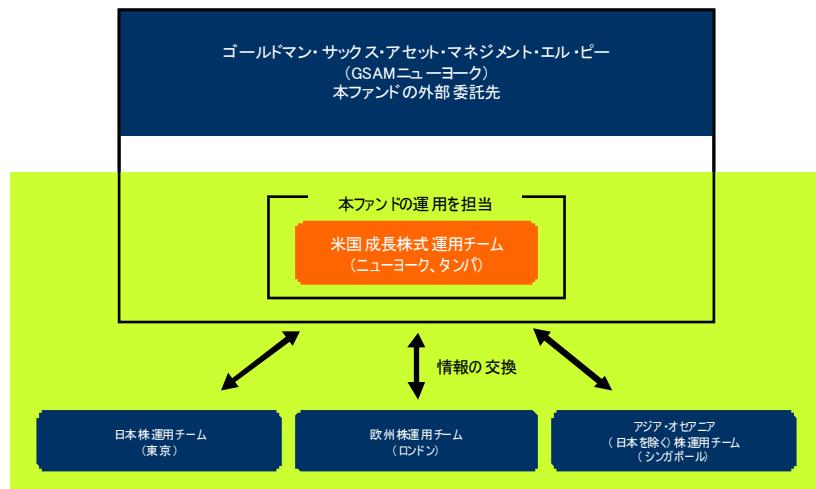
(注) 本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

3. 運用体制

3-1. ゴールドマン・サックスの運用体制

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略マザーファンドの運用は、米国に拠点を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)に属する米国成長株式運用チームが主に担当します。米国成長株式運用チームは、自らのチームに加えて、東京に拠点を置く委託会社、および委託会社のグループ会社である英国ロンドンに拠点を置くゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(GSAM ロンドン)、シンガポールに拠点を置くゴールドマン・サックス(シンガポール) ピー・ティー・イー(GSAM シンガポール)のファンド・マネージャーとともにグローバルでセクター毎の運用チームを構成しており、定期的なミーティング等を通じて情報の共有化を図っています。

2003年3月末現在



3-2. 運用体制に関する社内規則等

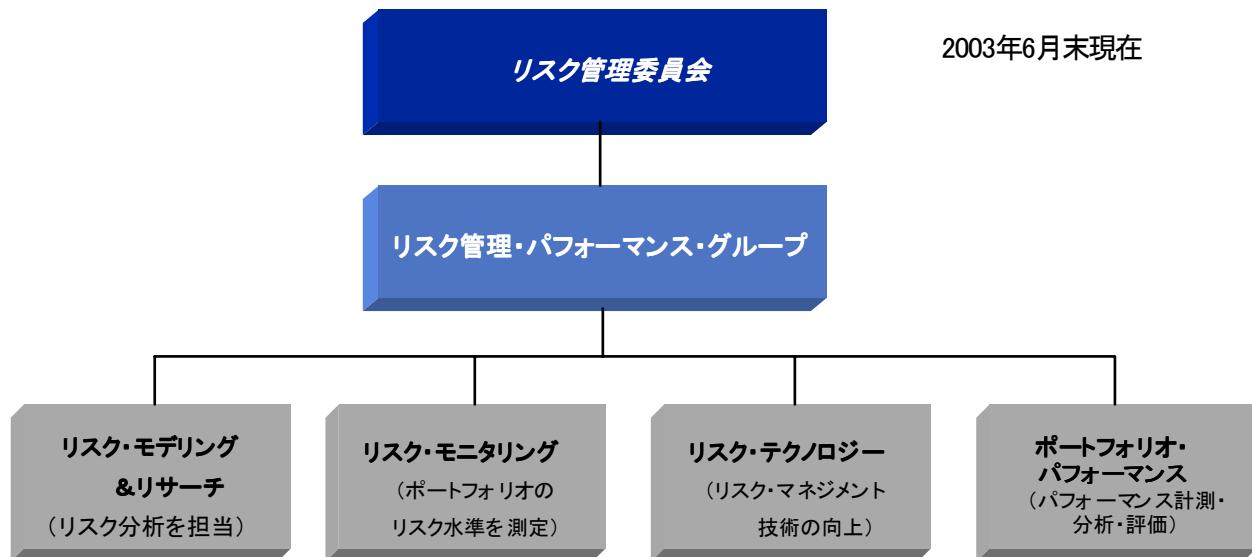
ファンドの運用に関する社内規定として、ファンド・マネージャーが遵守すべき服務規程のほか、有価証券などの売買執行基準およびその遵守手続きなどに関して取扱い基準を設けることにより、法令遵守の徹底を図るとともに、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止し、かつ売買執行においては最良執行に努めています。(運用の全部または一部を海外に外部委託する場合は、現地の法令および諸規則にもあわせて従うこととなります。)

3. 運用体制

3-3. リスク管理体制

本ファンドにおいては、主に、ニューヨーク、ロンドン、東京を拠点とする委託会社グループ内に設置されたリスク管理・パフォーマンス・グループにより、多角的に運用のリスク管理が行われています。リスク管理・パフォーマンス・グループは、運用部門とは独立した組織として、第三者的な視点からポートフォリオのリスクをモニターします。リスク管理・パフォーマンス・グループは、委託会社グループにおいてリスク管理についての最終的な責任を負うリスク管理委員会の監督の下、具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否か等につきモニターします。

また、委託会社および運用の拠点のコンプライアンス部門により、法令および信託約款等の遵守状況につきモニタリングが行われています。



上記は今後変更されることがあります。

4. 分配方針

4. 分配方針

年2回決算を行い、毎計算期末(毎年5月30日および11月30日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
2. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
3. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が元本を下回る場合においても分配を行う場合があります。
4. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

(注1) なお、自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金は、税金を差引いた後自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の発行価格は、各計算期間終了日の基準価額とします。

(注2) 自動けいぞく投資コースの場合、収益分配金の受取りをご希望の方は、取扱販売会社によっては再投資を中止することを申し出ることができます。詳しくは、取扱販売会社へお問合せください。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク

netWINへの投資には、資産価値に影響を及ぼす様々なリスクが伴いますので、基準価額の変動により投資元本が減少する可能性があります。したがって、元金は保証されていません。主なリスクとして以下のものがあげられます。

1. 株式への投資に伴うリスク(価格変動リスク・信用リスク)・集中投資リスク

netWINは、「インターネット・トールキーパー」企業の株式を主要な投資対象としますので、netWINへの投資には、株式投資にかかる価格変動リスク等の様々なリスクが伴うことになります。

netWINの基準価額は、株式等の組入有価証券の値動きにより大きく変動することがあり、元金が保証されているものではありません。特に「インターネット・トールキーパー」企業等の株式の下降局面ではnetWINの基準価額は大きく下落する可能性が大きいと考えられます。また、netWINは、一定の業種に対してより大きな比重において投資を行いますので、業種をより分散した場合と比較して、ボラティリティが高くなりリスクがあると考えられます。

一般には株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。したがって、netWINに組入れられる株式の価額は短期的または長期的に下落していく可能性があります。株式市場には株価の上昇と下降の波があり、これが繰り返される傾向にあります。現時点において株価が上昇傾向であっても、その傾向が今後も継続する保証はありません。また、発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

2. 為替リスク

netWINは、外貨建ての株式を主要な投資対象としますので、netWINへの投資には為替変動リスクが伴います。とりわけ、対円で為替ヘッジを行わないBコースでは為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。Aコースは、対円で為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジ・コストがかかります。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジ・コストが想定以上に発生することがあります。(ヘッジ・コストとは、為替ヘッジを行う通貨の金利と円の金利の差に相当し、円の金利の方が低い場合この金利差分収益が低下します。)

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。為替レートは一般に、外国為替市場の需給、世界各国への投資メリットの差異、金利の変動その他の様々な国際的要因により決定されます。また、為替レートは、各国政府・中央銀行による介入、通貨管理その他の政策によっても変動する可能性があります。

3. 為替取引等の相対取引の相手先に関するリスク

netWINでは為替取引等の相対取引を行いますが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

4. 解約申込みに伴う基準価額の下落に関するリスク

短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てるため組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

5. リスクおよび留意点

5-1. 元本変動リスク

5. 市場の閉鎖等に伴うリスク

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりnetWINの運用が影響を被り、基準価額の下落につながることがあります。

6. 先物取引に伴うリスク

netWINは、運用において先物取引等を利用することがあります。先物取引等においては、ブローカーの破産等が生じた場合に、取引の中止、債務不履行、一括清算、証拠金の返還の遅延もしくは不能等が起きる可能性があり、これによりnetWINが悪影響を被ることがあります。

7. コール・ローンの相手先に関するリスク

netWINは余資運用を原則としてコール・ローンで行いますが、これには相手先の信用リスクが伴います。

8. カントリー・リスク

一般に、株式への投資は、その国の政治経済情勢、通貨規制、資本規制等様々な要因による影響を受けますが、これらの要因は時として予想を超える大きさの変動を市場にもたらすことがあります。その結果、特定の国の株式への投資により予想に反して損失を被り、netWINの資産価値に大きな影響を与える可能性もあります。

9. デリバティブ取引のリスク

netWINは株式関連のデリバティブに投資することができます。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、ヘッジ目的のみならず、投資収益を上げる目的でも用いられることがあります。実際の価格変動がGSAMニューヨークの見通しと異なった場合にnetWINが損失を被るリスクを伴います。

10. 流動性リスク

netWINは、エマージング諸国の株式等の流動性の低い株式に投資する場合があります。そのような株式については、流動性の高い株式に比べ、市況によっては大幅な安値での売却を余儀なくされる可能性があります。

5. リスクおよび留意点

5-2. その他の留意点

1. netWINの資産規模に関わる留意点

netWINの資産規模によっては、本書で説明するような投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

2. 受託銀行の信用力に關わる留意点

受託銀行の格付が低下した場合や、その他信用力が低下した場合には、為替取引その他の取引の相手方の提供するクレジット・ラインが削減される可能性があり、為替取引その他の取引ができなくなる可能性があります。さらに、そのような場合には、為替取引その他の取引に関して、適用される契約の条項に従い、既に締結されている当該契約が一括清算される可能性もあります。これらの場合には、そのような事情がない場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

3. 本ファンドの繰上償還に關わる留意点

本ファンドは、A、B各コースについて受益権の総口数が30億口を下回ることとなった場合等に当該コースが必要な手続を経て繰上償還することができます。また、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、必要な手続きを経て、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。その場合、手数料は返還されません。

4. ファミリーファンド方式に關わる留意点

本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、本ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴なう資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ可能性があります。

5. 法令・税制・会計等の変更可能性に關わる留意点

法令・税制・会計等は今後変更される可能性もあります。

6. 受託銀行の辞任・解任に伴う委託会社の免責に關わる留意点

受託銀行は、委託会社の承諾を受けて本ファンドの受託者の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託銀行を解任することができます。

受託銀行が辞任しましたは解任されたもしくは解任されうる場合において、委託会社が信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託会社は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託会社は、受託銀行の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めますが、かかる判断の結果解任されなかった受託銀行または選任された新受託者が倒産等により信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

5. リスクおよび留意点

5-2. その他の留意点

7. スイッチングに関する留意点

スイッチングは解約請求制です。したがって、かかるスイッチングの際には、申込手数料は不要ですが、信託財産留保額(スイッチングにより解約される本ファンドの基準価額に対して0.3%)が差引かれます。また、スイッチングにより解約される本ファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた解約価額の個別元本超過額に対して20%の税金(所得税15%、地方税5%)が課されます*。なお、スイッチングのお取扱いを行わない取扱販売会社があります。かかる取扱販売会社がAコースおよびBコースの両コースのお取扱いを行う場合、かかる取扱販売会社での両コース間の乗換えには申込手数料がかかります。取扱販売会社によっては、AコースまたはBコースのいずれかのみのお取扱いとなる場合があります。

* 2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、個人の受益者について10%、法人の受益者について7%の優遇課税が適用される予定です。詳しくは、後記「8-2.課税上の取扱い」をご参照ください。

8. その他の留意点

指定証券会社/登録金融機関より委託会社に対してお申込金額の払込みが現実になれるまでは、本ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金、一部解約金、償還金の支払いはすべて指定証券会社/登録金融機関を通じて行われます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を指定証券会社/登録金融機関に対して支払った後は、受益者への支払いについての責任を負いません。

指定証券会社/登録金融機関が収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払いを怠ったことにより委託会社が損害を被った場合には、委託会社は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

各指定証券会社/登録金融機関はその取次会社を通じて受益証券の販売を行うことがあります。さらに取次会社は、各指定証券会社/登録金融機関に代わり購入申込者への目論見書の交付、受益者への運用報告書の交付代行、その他本ファンドに関する業務を行うことがあります。

委託会社は、各指定証券会社/登録金融機関およびその取次会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、各指定証券会社/登録金融機関およびその取次会社は販売(お申込代金の預り等を含みます。)について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

6. ファンドの情報提供

6-1. 取扱販売会社

本ファンドの取扱販売会社および取扱販売会社ごとの販売条件等(償還乗換優遇、換金乗換優遇を含みます。)につきましては、下記の照会先で入手可能です。

6-2. 基準価額

本ファンドの基準価額(1万口当たりで表示されます。)は毎営業日算出されます。最新の基準価額は取扱販売会社または下記の照会先で入手可能です。また、原則として、日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、基準価額が掲載されます(略称:「ネットA」および「ネットB」)。

6-3. 運用報告書

原則として、年2回の計算期末(5月30日および11月30日)および信託終了時に、期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況等を記載した運用報告書を作成し、取扱販売会社を通じてお渡しいたします。本ファンドの信託財産の決算の内容は原則として公告されません。

6-4. その他ディスクロージャー資料

委託会社が設定・運用を行うファンドについては、通常、月次もしくは週次で運用経過について記載したレポートが作成されています。最新のレポートは、取扱販売会社または下記のホームページにおいて入手可能です。

(照会先) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

電話 : 03 (5573) 7800

(受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

ホームページ : <http://www.gs.com/japan/gsam>

7. お申込手続き

7-1. お買付け

申込(払込)取扱場所については、前記「6. ファンドの情報提供」記載の照会先までお問合わせください。原則として、申込取扱場所において払込を取扱います。

お買付けのお申込みは、ニューヨークの休業日である場合を除く毎営業日の原則として午後 3 時(国内の証券取引所の半休日の場合は午前 11 時)*までに、お買付けのお申込みが行われかつ当該お申込みの受付けに係る各取扱販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。お買付代金は、取得申込日の翌営業日の基準価額を使って計算されます。

* 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

収益分配金に関し、収益分配金をそのつど受取る「一般コース」、収益分配金が税金を差引かれた後自動的に無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」がありますので、どちらかのコースをお選びいただくことになります(ただし、取扱販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなります。)。一度お選びいただいたコースは途中で変更することはできません。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みいただく方は、本ファンドの取得申込みに際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」(取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。)を当該取扱販売会社との間で結んでいただきます。ただし、取扱販売会社によっては、自動けいぞく投資契約を結んだ場合であっても、収益分配金の受取りをご希望の方は、再投資を中止することを申し出ることができます。

なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資家が、取扱販売会社との間で「定時定額購入サービス」等に関する契約等*を取交わした場合、当該契約等で規定する取得申込みの単位によるものとします。

* 当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。なお、「定時定額購入サービス」等の取扱いの有無については、お申込みの取扱販売会社にご確認ください。

なお、本ファンドは、上記に従い受託者に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はそれより前の時点では受益証券を取得しません。

本ファンドの受益証券の取得申込者は、本ファンドのお申込代金を取扱販売会社に支払います。払込期日は取扱販売会社によって異なります。詳しくは、各取扱販売会社にお問合わせください。

指定証券会社/登録金融機関は、追加設定を行う日に、本ファンドのお申込金額を、本ファンドの委託者である委託会社に支払い、委託会社はこれを本ファンドの受託会社に払込みます。

本ファンドの受益証券は、原則無記名式です。取得者の請求により記名式とすることもできます。受益証券は、無記名式の場合それを所持している人が受益者として扱われますので、盗難や紛失な

7. お申込手続き

どの事故を防ぐためにも、委託会社は、取扱販売会社での「保護預り」をおすすめします。ただし、「自動けいぞく投資契約」を結ばれた方は、すべて保護預りとさせていただきます。

7-2. ご換金

ご換金をなさる場合は、原則として毎営業日(ただし、ニューヨークの休業日を除きます。)にその翌営業日の解約価額でご換金のお申込みができます(解約価額は基準価額より信託財産留保額^{*1}を控除した価額となります。)。毎営業日の午後 3 時(国内の証券取引所の半休日の場合は午前 11 時)^{*2}までに、ご換金のお申込みが行われかつ当該お申込みの受付けに係る各取扱販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。当日の受付終了後のお申込みについては、翌営業日のお取扱いとします。ご換金なさる場合には 1 万口単位(「自動けいぞく投資契約」を結ばれた場合には 1 口単位)で換金できます。ご換金は「解約請求制」によるご換金のみとなります。本ファンドでは、法令上認められる場合を除き買取請求制度はありません。ご換金場所は取扱販売会社の本・支店、営業所です。

ご換金の代金は原則として、ご換金の請求日から起算して 5 営業日目から指定証券会社/登録金融機関を通じてお支払いいたします。

*1 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

*2 取扱販売会社によっては受付時間が異なる場合がございます。

委託会社および取扱販売会社は受益証券の買戻しを行いません。ただし、受益者は、自己の有する受益証券につき、委託会社に 1 万口単位(自動けいぞく投資契約にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

委託会社は、一部解約の実行の請求を受けた場合には、信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨークの休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。

ご換金のお手取額は、請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。お手取額は、解約価額から、所得税および地方税(解約価額が個別元本^{*1}を上回った場合その超過額の 20%^{*2})を差引いた金額となります。

*1 「個別元本」とは、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、源泉徴収税の課税上の元本(個別元本)にあたります。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

*2 2004 年 1 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者について 10%、法人の受益者について 7% の優遇課税が適用される予定です。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

受益者がご換金のお申込みをするときは、指定証券会社/登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。

解約請求には手数料はかかりません。

また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1 顧客 1 日あたり 10 億円を超える大口解約には制限があります。詳しくは、取扱販売会社にお問い合わせください。

7. お申込手続き

7-3. お買付けおよびご換金のお申込みにかかる留意点

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託会社が判断したときは、取扱販売会社は、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、解約請求の受付けを中止またはすでに受付けた解約請求を保留または取消させていただくことがあります。この場合、受益者は当該中止または保留以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。

上記により受益証券の解約請求の受付が中止またはすでに受付けた解約請求が保留された場合には、受益者は当該中止または保留以前に行つた当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益証券の解約価額は、当該中止または保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を換金のお申込日として上記に準じて計算された価額とします。

8. 費用および税金

8-1. 手数料、信託報酬および諸費用

1. 申込手数料

(a) お申込口数またはお申込代金に応じて、3.00%を上限として各取扱販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額が申込手数料となります(申込手数料および申込手数料率のことを以下、単にそれぞれ「手数料」および「手数料率」といいます。)。申込手数料は、お申込時にご負担いただきます。

一般コースの場合、お申込代金は、お申込金額(お申込価額×お申込口数)に、申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加えた額です。

自動けいぞく投資コースの場合には、お支払いいただく金額(お申込代金)の中から申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を差引かせていただきます。ただし、取扱販売会社によっては、お申込金額に別途申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を加えた金額をお支払いいただきます。

(b) 下記のスイッチングにより本ファンドをお求めいただく場合には、取得する口数について手数料はかかりません。ただし、取扱販売会社によってはスイッチングができない場合があります。

本ファンドにおける「スイッチング」とは、A コースの受益者が A コースの受益証券の一部解約金(手取額)をもってその支払いを行った取扱販売会社で B コースの取得のお申込みをする場合、または B コースの受益者が B コースの受益証券の一部解約金(手取額)をもってその支払いを行った取扱販売会社で A コースの取得のお申込みをする場合で、かつ、取得する口数について手数料がかからない場合をいいます。

なお、スイッチングの際には、信託財産留保額(スイッチングにより解約される本ファンドの基準価額に対して 0.3%)が差引かれ、解約価額の個別元本超過額に対して 20%* の税金が課されることにつき、ご留意ください。

* 2004 年 1 月 1 日から 2008 年 3 月 31 日までの間は、個人の受益者について 10%、法人の受益者について 7% の優遇課税が適用される予定です。詳しくは、後記「8-2. 課税上の取扱い」をご参照ください。

(c) 自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について手数料はかかりません。

2. 換金(解約)手数料

換金(解約)請求には手数料はかかりません。ただし、解約時の基準価額に対し 0.3% の信託財産留保額をご負担いただきます。詳しくは、前記「7-2. ご換金」をご参考ください。

3. 信託報酬等

以下の支払先が行う本ファンドに関する業務の対価として本ファンドから支払われる信託報酬は、本ファンドの信託財産の計算期間を通じて毎日、本ファンドの信託財産の純資産総額に年率 1.90% を乗じて得た額とします。委託会社、受託銀行および各指定証券会社/登録金融機関間の配分については、各指定証券会社/登録金融機関の取扱いに係る純資産総額に応じて決められる以下の金額とします。

8. 費用および税金

支 払 先 各指定証券会社/ 登録金融機関の取扱いに係る 純資産総額	委託会社	指定証券会社/ 登録金融機関	受託銀行
100 億円未満の部分	年率 1.0%	年率 0.8%	年率 0.1%
100 億円以上の部分	年率 0.8%	年率 1.0%	年率 0.1%

「指定証券会社/登録金融機関の取扱いに係る純資産総額」とは、A コースおよび B コースの信託財産の純資産総額の合計額のうち、当該指定証券会社/登録金融機関の取扱いに係る金額をいいます。

なお、委託会社の報酬には、GSAM ニューヨークへの投資顧問報酬が含まれます。投資顧問報酬の信託財産からの直接的な支弁は行いません。

信託報酬は、毎計算期末および信託終了のとき信託財産中から支弁します。委託会社および指定証券会社/登録金融機関の報酬は本ファンドから委託会社に対して支弁され、指定証券会社/登録金融機関の報酬は委託会社より指定証券会社/登録金融機関に対して支払われます。受託銀行の報酬は本ファンドから受託銀行に対して支弁されます。

4. 信託事務の諸費用等

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります(ただし、これらに限定されるものではありません。)。

- (a) 株式等の売買委託手数料、先物取引やオプション取引等に要する費用
- (b) 外貨建資産の保管費用
- (c) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、受託銀行等の立替えた立替金の利息
- (d) 信託財産に関する租税
- (e) その他信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関連する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。また、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託会社の合理的判断により A、B 各コースに関連して生じたと認めるものを含みます。)

委託会社は、上記(e)記載の諸費用の支払いを本ファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額の年率 0.05%相当額を、かかる諸費用の合計額とみなして、本ファンドより受領します。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、隨時かかる諸費用の年率を見直し、0.05%を上限としてこれを変更することができます。

上記(e)記載の諸費用は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、前営業日の信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末および信託終了のとき、信託

8. 費用および税金

財産中から委託会社に対して支弁します。

8-2. 課税上の取扱い

収益分配時・解約時・償還時に受益者が負担する税金は 2003 年 8 月 29 日現在、以下のとおりです。ただし、税法が改正された場合には、下記の内容が変更になることがあります。

時 期	項 目	税 金
収 益 分 配 時	所得税および地方税	普通分配金に対し 20%(所得税 15%、地方税 5%)
解 約 時 (スイッチングも含む。)	所得税および地方税	解約価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 20% (所得税 15%、地方税 5%)
償 返 時	所得税および地方税	償還価額の受益者ごとの個別元本超過額に対し 20% (所得税 15%、地方税 5%)

上記のほか、申込手数料に対する消費税等相当額をご負担いただきます。

特別分配金は投資元本の一部払戻しとみなされ、非課税扱いとなります。

なお、外国での組入有価証券の取引には、当該外国において税金または費用が課せられることがあります。また、信託報酬および売買委託手数料その他信託財産から支払われる費用等について消費税等が課せられる場合には、当該消費税等相当額は信託財産により負担されます。

〈個別元本について〉

- ① 個別元本とは、追加型株式投資信託について、受益者ごとの信託時の受益証券の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)をいい、源泉徴収税の課税上の元本(個別元本)にあたります。なお、個別元本方式への移行時に既に受益証券を保有していた場合、2000 年 3 月 31 日の平均信託金が当該受益証券に係る個別元本となります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券ごとに、同一ファンドを複数の取扱販売会社で取得する場合については各取扱販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一取扱販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- ④ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については、下記の〈収益分配金の課税について〉をご参照ください。)

8. 費用および税金

〈一部解約時および償還時の課税について〉

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

〈収益分配金の課税について〉

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っていた場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っていた場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

◇ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(1) 個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率による源泉分離課税が行われます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

(2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、20%(所得税 15%および地方税 5%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、益金不算入制度は適用されません。

〈ご参考〉

公募株式投資信託について、2004年1月1日から税の取扱いが変更される予定です。変更の概略は以下のとおりですが、詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

① 個人の受益者に対する課税

普通分配金および解約・償還時の個別元本超過額については配当課税が適用されます。

現行の源泉徴収税率は20%(所得税 15%および地方税 5%)ですが、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、源泉徴収税率 10%(所得税 7%および地方税 3%)の優

8. 費用および税金

遇税率が適用されます。なお、2008年4月1日以降は、源泉徴収税率については、現行の20%(所得税15%および地方税5%)に戻る予定となっています。

また、収益の多寡を問わず確定申告不要となります。しかしながら、確定申告を行うことは可能であり、申告を行えば、配当税額控除が適用された上で総合課税となります。

また、2004年1月1日以降に解約(償還)差損が発生した場合は、確定申告を行うことにより「株式等(特定株式投資信託(ETF)および特定不動産投資信託(REIT)を含みます。)の譲渡による所得」との損益通算が可能になります。なお、公募株式投資信託の解約(償還)差益との損益通算については、その解約(償還)差益が、株式譲渡益ではなく配当所得として課税されるため、行うことができません。

② 法人の受益者に対する課税

普通分配金および解約・償還時の個別元本超過額については益金に算入され、法人税・地方税が課されます。

現行の源泉徴収税率は20%(所得税15%および地方税5%)ですが、2004年1月1日から2008年3月31日までの間は、源泉徴収税率7%(所得税7%)の優遇税率が適用されます。なお、2008年4月1日以降は、源泉徴収税率は15%(所得税15%)となる予定です。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-1. 信託の終了

1. 受益権総口数の減少に伴う繰上償還

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、本ファンドの A、B 各コースについて受益権総口数が 30 億口を下回ることとなった場合には、受託銀行と協議のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、本ファンドに係る信託を終了させることができます。

委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。繰上償還を行う場合は、下記 2.に定める手続を準用します。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

2. その他の事由による信託の終了

監督官庁の命令があったとき、委託会社の認可取消、解散、業務廃止のとき(ただし監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、信託は、下記9-2.に記載する受益者の異議により約款変更ができない場合を除き、当該投資信託委託業者と受託銀行との間において存続します。)、受託銀行が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただし他の信託銀行が受託者の業務を引き継ぐときを除きます。)、受託銀行の辞任に際し新受託者を選任できないときには、委託会社は信託契約を解約し、信託は終了します。なお、受託銀行は、委託会社の承諾を受けて受託銀行の任務を辞任することができます。また、委託会社は信託約款に定める場合には受託銀行を解任することができます。

また、委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託銀行と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社は、かかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。かかる一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託契約の解約をしません。委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。以上は、信託財産の状態に照らし、真にやむを

9. 信託の終了・約款の変更等

得ない事情が生じている場合であって、一定の期間が 1 か月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9-2. 約款変更

委託会社は、監督官庁の命令があったとき、受益者の利益のため必要と認めるときまたは正当な理由があるときは、受託銀行と合意のうえ、信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。かかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は 1 か月を下らないものとします。当該一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の 2 分の 1 を超えるときは、信託約款の変更をしません。

委託会社は、信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載します。

9-3. 反対者の買取請求権

前記9-1.に規定する信託契約の解約または前記9-2.に規定する信託約款の変更を行う場合において、前記9-1.または前記9-2.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、指定証券会社/登録金融機関を通じ、受託銀行に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって公正な価額で買取るべき旨を請求することができます。

9. 信託の終了・約款の変更等

9-4. その他の契約の変更

1. 募集・販売契約

委託会社と指定証券会社/登録金融機関との間の証券投資信託受益証券の募集・販売の取扱い等に関する契約(以下「募集・販売契約」といいます。)は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。その終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対し通知を行う手配をしますが、必ずしもただちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

2. 投資顧問契約

委託会社と GSAM ニューヨークとの間の基本会社間投資顧問契約(以下「投資顧問契約」といいます。)には期限の定めがありません。投資顧問契約は、当事者間の合意により変更することができます。GSAM ニューヨークが法律に違反した場合、信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、本ファンドに重大な損失を生ぜしめた場合、または委託会社が必要と認める場合には、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、または本ファンドに関する投資顧問契約上のサービスの中止または変更を GSAM ニューヨークに対して求めることができます。投資顧問契約の終了または変更は、その内容が重大なものについて、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面交付の手配をします。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。

10. 受益者の権利等

10. 受益者の権利等

1. 収益分配金受領権に関する内容および権利行使の手続

収益分配金は、原則として本ファンドの毎計算期間の終了日後 5 営業日目から収益分配金交付票と引換えに指定証券会社/登録金融機関を通じて受益者に支払います。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を指定証券会社/登録金融機関に交付します。この場合、指定証券会社/登録金融機関は、自動けいぞく投資契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

指定証券会社/登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、上記の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、上記にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。

受益者が、収益分配金について支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

2. 償還金の受領権に関する内容および権利行使の手続

償還金は、原則として信託終了日から起算して 5 営業日目から受益証券と引換えに指定証券会社/登録金融機関を通じて受益者に支払います。

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

3. 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届出るものとし、収益分配金の支払いの場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払いの場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盜用その他の事情があつても、そのためになじた損害について、その責を負いません。

10. 受益者の権利等

4. 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払いに関する受託銀行の免責

受託銀行は、収益分配金については、支払開始日の前日(一般コースの場合)および交付開始前(自動けいぞく投資コースの場合)までに、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託銀行は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

11. 内国投資信託受益証券事務の概要

1. 受益証券の名義書換

(a) 記名式受益証券の名義書換手続

「記名式受益証券名義書換請求書」に記入のうえ、印鑑登録印(取扱販売会社への登録印)を押捺して、印鑑登録票二葉および当該受益証券を添付して、取扱販売会社経由で委託会社に提出することにより記名式の受益証券の所持人は名義書換を請求することができます。

(b) 取扱場所・取次所・代理人

記名式受益証券の名義書換は取扱販売会社にて取扱います。

(c) 手数料

記名式受益証券の名義書換には手数料はかかりません。

(d) その他

記名式の受益証券の譲渡は、名義書換によらなければ、委託会社および受託銀行に対抗することができません。

2. 受益者名簿の閉鎖の時期

受益者名簿は作成していません。名義書換の手続は、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

3. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

4. 受益証券の譲渡制限

該当事項はありません。

12. ファンドの概況

12-1. ファンドの沿革

本ファンドの信託設定日は 1999 年 11 月 29 日であり、同日より運用を開始しました。

マザーファンドの信託設定日は 1999 年 11 月 29 日であり、同日より運用を開始しました。

12-2. ファンドの関係法人

1. 委託会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社)

委託会社は、証券投資信託(以下単に「投資信託」といいます。)である本ファンドの委託者であり、受託銀行と、本ファンドの当初の払込期日である 1999 年 11 月 29 日に本ファンドの信託契約を締結しました。投資信託の仕組みは、多数の投資家から預かる資金を、投資家のために利殖の目的で、専門の機関が主として有価証券に投資し、運用の成果をすべて投資家に返すものです。本ファンドの運営の仕組みは下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりです。
なお、委託会社は、信託財産の計算その他本ファンドの事務管理に関する業務を第三者に委託することがあります。その場合、これに関連して発生する費用が信託事務の処理等に要する諸費用の一部として、信託報酬とは別途本ファンドから支払われることがあります。

2. 投資顧問会社(ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(以下「GSAM ニューヨーク」といいます。))

GSAM ニューヨークは、本ファンドおよびマザーファンドの投資顧問会社です。GSAM ニューヨークは、委託会社との基本会社間投資顧問契約に基づき、本ファンドに関し、委託会社より株式(その指数先物を含みます。)の運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3. 受託銀行(UFJ 信託銀行株式会社)

受託銀行は本ファンドの受託者であり、本ファンドに関し、下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

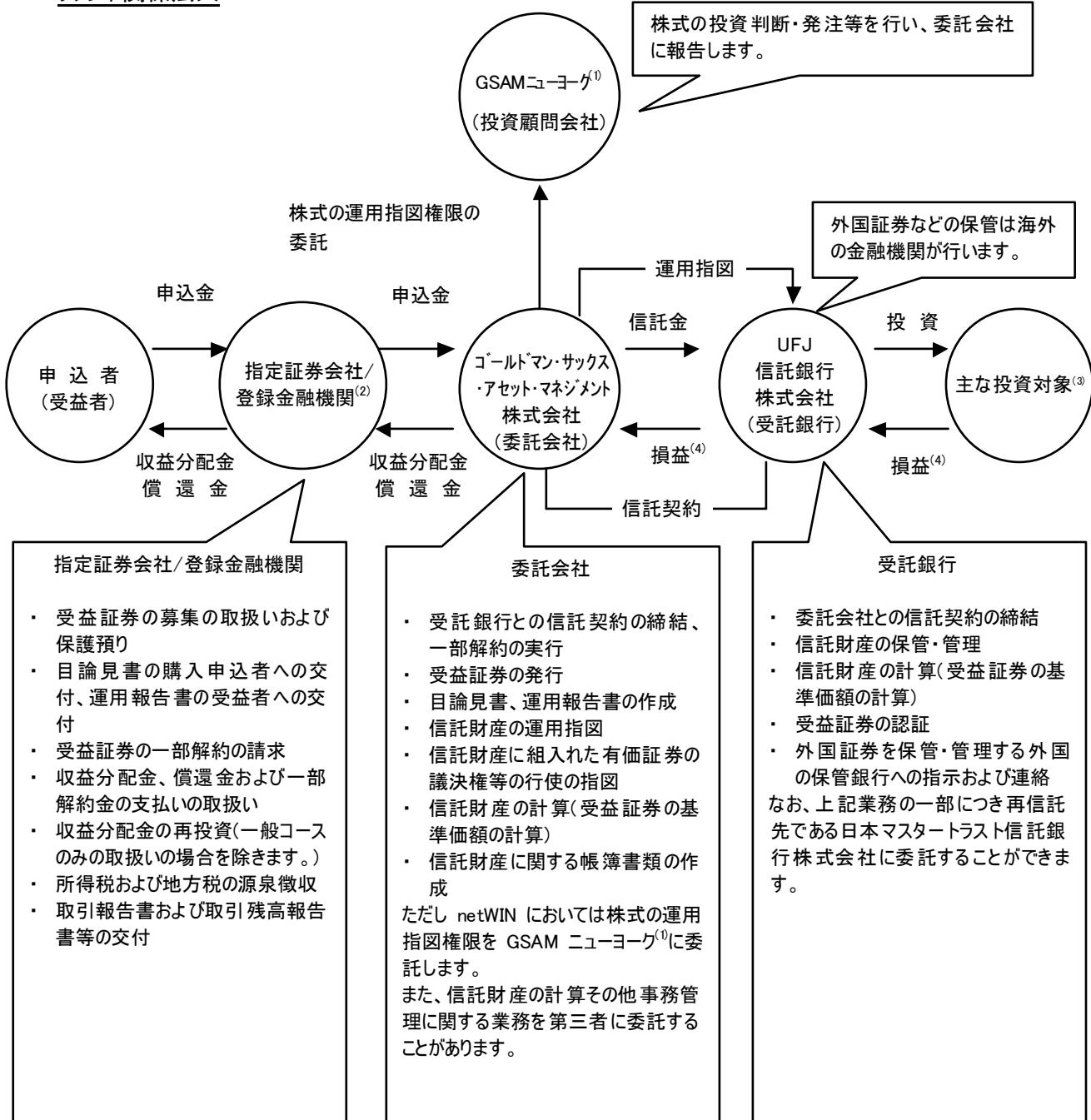
4. 指定証券会社・指定登録金融機関

指定証券会社および指定登録金融機関は本ファンドの販売会社であり、本ファンドに関し、下記「ファンド関係法人」の図に示すとおりの業務を行います。

指定証券会社および指定登録金融機関は、委託会社との間の募集・販売契約に基づいて、受益証券の募集の取扱い等を行います。

12. ファンドの概況

ファンド関係法人



(1) GSAM ニューヨークの正式名称はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント エル・ピーです。

(2) 指定証券会社または指定登録金融機関のために申込みの取次ぎを行う取次会社は、指定証券会社/登録金融機関の上記各業務の全部または一部を行います。

(3) 本ファンドは主として、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンドの受益証券に投資します。マザーファンドは上図と同様の仕組みにより投資を行います。

(4) 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

なお、上図中の株式にはその指数先物が含まれます(いわゆるレバレッジを使った運用は原則として行いません。)。

13. 委託会社等の概況

13. 委託会社等の概況

1. 資本金

委託会社の資本の額は金 4 億 9,000 万円です(2003 年 8 月 29 日現在)。

2. 沿革

委託会社は、米国を本拠地として総合的な金融サービスの提供を展開するゴールドマン・サックスの資産運用グループの日本における拠点として、日本法上の株式会社として設立された投資信託委託業者です。主な変遷は以下のとおりとなっています。なお、この他に、これまで、商号の変更、合併、事業目的の変更等はありませんでした。

1996 年 2 月 6 日 会社設立

1996 年 2 月 23 日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得

1998 年 12 月 1 日 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可

2000 年 11 月 30 日 証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の改正に伴う投資信託委託業のみなし認可

2001 年 8 月 13 日 有価証券等に係る投資顧問業を会社の目的に追加

2002 年 1 月 18 日 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(「投資顧問業法」)上の投資顧問業者としての登録

2002 年 3 月 29 日 投資顧問業法上の投資一任契約に係る業務の認可

2002 年 4 月 1 日 ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

3. 本店の所在の場所および代表者の役職氏名

本店の所在の場所： 東京都港区赤坂二丁目 17 番 7 号 赤坂溜池タワー

代表者の役職氏名： 代表取締役 土岐大介

4. 大株主の状況

(2003 年 8 月 29 日現在)

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	所有比率 (%)
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市オーランド・スリップ 32 番地	6,336	99
ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市ブロード・ストリート 85 番地	64	1

14. ファンドの経理状況および運用状況

- (1) 本ファンドの財務諸表は、第 6 期計算期間(2002 年 5 月 31 日から 2002 年 12 月 2 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、改正前の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しており、第 7 期計算期間(2002 年 12 月 3 日から 2003 年 5 月 30 日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、改正後の「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に掲載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 本ファンドの計算期間は 6 カ月であるため、財務諸表は 6 カ月毎に作成しております。
- (3) 本ファンドは、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づき、第 6 期計算期間(2002 年 5 月 31 日から 2002 年 12 月 2 日まで)及び、第 7 期計算期間(2002 年 12 月 3 日から 2003 年 5 月 30 日まで)の財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けております。その監査報告書は、該当する財務諸表の直前に添付しております。

監査報告書

平成15年1月20日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役 土岐 大介 殿



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 亮

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)(以下「ファンド」という。)の平成14年5月31日から平成14年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表がnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)の平成14年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成15年7月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中



代表社員 関与社員 公認会計士

清水



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)の平成14年12月3日から平成15年5月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており、監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)の平成15年5月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-1. 財務諸表

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり)

(1) 貸借対照表

科 目	(単位:円)	
	期 別	第 6 期 〔2002年12月2日現在〕
	金 額	第 7 期 〔2003年5月30日現在〕
資 産 の 部		
流 動 資 産		
金 銭 信 託	—	38,784
コ ー ル・ロ ー ン	403,996,556	267,212,540
親投資信託受益証券	9,848,325,155	9,464,863,250
派生商品評価勘定	107,893,012	29,959,475
未 収 利 息	11	7
差 入 委 託 証 拠 金	141,153,482	138,726,044
流 動 資 産 合 計	10,501,368,216	9,900,800,100
資 産 合 計	10,501,368,216	9,900,800,100
負 債 の 部		
流 動 負 債		
派生商品評価勘定	231,386,220	53,020,700
未 払 解 約 金	5,168,674	13,621,146
未 払 受 託 者 報 酬	4,976,799	4,675,546
未 払 委 託 者 報 酉	89,582,322	84,159,847
そ の 他 未 払 費 用	2,369,840	2,226,396
流 動 負 債 合 計	333,483,855	157,703,635
負 債 合 計	333,483,855	157,703,635
純 資 産 の 部		
元 本		
元 本	33,235,396,803	30,549,266,308
剩 余 金		
期 末 欠 損 金	23,067,512,442	20,806,169,843
(分 配 準 備 積 立 金)	(—)	(189,044)
(う ち 当 期 損 失)	(913,866,791)	—
剩 余 金 合 計	△23,067,512,442	△20,806,169,843
純 資 産 合 計	10,167,884,361	9,743,096,465
負債・純資産合計	10,501,368,216	9,900,800,100

14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期 別 科 目	第 6 期		第 7 期	
	〔自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日〕		〔自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日〕	
	金額	金額		
経 常 損 益 の 部				
営 業 損 益 の 部				
営 業 収 益				
受 取 利 息	101,715		1,247	
有価証券売買等損益	△818,521,692		168,031,995	
派生商品取引等損益	△65,237,035		20,169,559	
為 替 差 損 益	68,013,940	△815,643,072	243,066,106	431,268,907
営 業 費 用				
受 託 者 報 酬	4,976,799		4,675,546	
委 託 者 報 酉	89,582,322		84,159,847	
そ の 他 費 用	3,664,598	98,223,719	2,699,636	91,535,029
営 業 利 益 又 は				
営 業 損 失 (△)		△913,866,791		339,733,878
經 常 利 益 又 は				
經 常 損 失 (△)		△913,866,791		339,733,878
当 期 損 失		913,866,791		—
当 期 純 利 益		—		339,733,878
一 部 解 約 に 伴 う		224,640,480		—
当 期 損 失 分 配 額		—		
一 部 解 約 に 伴 う		—		59,763,911
当 期 純 損 失 分 配 額		24,450,581,610		23,067,512,442
期 首 欠 損 金				
欠 損 金 減 少 額				
当 期 一 部 解 約 に	2,426,451,981	2,426,451,981	2,167,289,146	2,167,289,146
伴 う 欠 損 金 減 少 額				
欠 損 金 增 加 額				
当 期 追 加 信 託 に	354,156,502	354,156,502	305,444,336	305,444,336
伴 う 欠 損 金 増 加 額				
分 配 金		—		—
期 末 欠 損 金		23,067,512,442		20,806,169,843

14. ファンドの経理状況および運用状況

重要な会計方針

期 別 項 目	第 6 期 〔自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日〕	第 7 期 〔自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日〕
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>2002 年 11 月 30 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は 2002 年 12 月 2 日としております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>2002 年 11 月 30 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は 2002 年 12 月 3 日としております。</p>

14. ファンドの経理状況および運用状況

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	期別 〔2002年12月2日現在〕	第6期	第7期 〔2003年5月30日現在〕
1. 元本の推移			
期首元本額		36,352,869,062 円	33,235,396,803 円
期中追加設定元本額		487,987,705 円	435,950,552 円
期中一部解約元本額		3,605,459,964 円	3,122,081,047 円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は23,067,512,442円あります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は20,806,169,843円あります。

(損益及び剰余金計算書関係)

第6期 〔自 2002年5月31日 至 2002年12月2日〕	第7期 〔自 2002年12月3日 至 2003年5月30日〕
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の45%相当額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の分配対象収益は0円(1口当たり0円)であり、分配金額はございません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益(189,044円)より、分配対象収益は189,044円(1口当たり0.000006円)ありますが分配を行っておりません。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第6期〔2002年12月2日現在〕		第7期〔2003年5月30日現在〕	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	9,848,325,155	△655,084,564	9,464,863,250	238,592,562
合計	9,848,325,155	△655,084,564	9,464,863,250	238,592,562

14. ファンドの経理状況および運用状況

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第6期 〔自 2002年5月31日 至 2002年12月2日〕	第7期 〔自 2002年12月3日 至 2003年5月30日〕
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

14. ファンドの経理状況および運用状況

II 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(単位:円)

区分	種類	第6期[2002年12月2日現在]			第7期[2003年5月30日現在]		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指數先物取引 買建	550,779,548	—	658,672,560	107,893,012	318,729,775	—
	合計	550,779,548	—	658,672,560	107,893,012	318,729,775	—
						348,689,250	29,959,475
						348,689,250	29,959,475

(2) 通貨関連

(単位:円)

区分	種類	第6期[2002年12月2日現在]			第7期[2003年5月30日現在]		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	9,453,588,780	—	9,684,975,000	△231,386,220	9,145,273,300	—
	合計	9,453,588,780	—	9,684,975,000	△231,386,220	9,145,273,300	—
						9,198,294,000	△53,020,700
						9,198,294,000	△53,020,700

(注)時価の算定方法

- ・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によってあります。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

- ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - (2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

14. ファンドの経理状況および運用状況

(1 口当たり情報)

項 目 期 別	第 6 期 〔2002 年 12 月 2 日現在〕	第 7 期 〔2003 年 5 月 30 日現在〕
	0.3059 円	0.3189 円
1 口当たり純資産額		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柏	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託 受益証券	netWIN ゴールドマン・サックス・イン ターネット戦略ファンド・マザーファンド	20,747,179,418	9,464,863,250	—
合 計	—	20,747,179,418	9,464,863,250	—

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引等関係)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

監 査 報 告 書

平成 15 年 1 月 20 日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役 土岐 大介 殿



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 郎

当監査法人は、証券取引法第 193 条の 2 の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース(為替ヘッジなし)（以下「ファンド」という。）の平成 14 年 5 月 31 日から平成 14 年 12 月 2 日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、ファンドの採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠し、かつ、前計算期間と同一の基準に従って継続して適用されており、また、財務諸表の表示方法は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の財務諸表が netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース(為替ヘッジなし)の平成 14 年 12 月 2 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成15年7月3日

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中



代表社員 公認会計士
関与社員

清水 勝

A handwritten signature "清水 勝" next to a circular stamp.

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているnetWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)の平成14年12月3日から平成15年5月30日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)の平成15年5月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

14. ファンドの経理状況および運用状況

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Bコース(為替ヘッジなし)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目	期 別	第 6 期 〔2002年12月2日現在〕	第 7 期 〔2003年5月30日現在〕
	金 額	金 額	
資 産 の 部			
流 動 資 産			
金 銭 信 託		—	9,696
コ ー ル・ロ ー ン		62,054,779	186,488,540
親投資信託受益証券		8,893,911,962	7,835,887,433
派生商品評価勘定		126,339,804	19,639,435
未 収 利 息		1	5
差 入 委 託 証 拠 金		135,236,130	56,061,073
流動資産合計		9,217,542,676	8,098,086,182
資産合計		9,217,542,676	8,098,086,182
負 債 の 部			
流 動 負 債			
未 払 解 約 金		11,377,786	7,697,388
未 払 受 託 者 報 酬		4,353,527	4,020,294
未 払 委 託 者 報 酉		78,363,359	72,365,181
そ の 他 未 払 費 用		2,073,040	1,914,365
流動負債合計		96,167,712	85,997,228
負債合計		96,167,712	85,997,228
純 資 産 の 部			
元 本			
元 本		22,050,513,391	19,154,536,845
剩 余 金			
期 末 欠 損 金 (分配準備積立金)		12,929,138,427	11,142,447,891
(うち当期損失)		(一) (837,496,121)	(4,075,848) —
剩 余 金 合 計		△12,929,138,427	△11,142,447,891
純 資 産 合 計		9,121,374,964	8,012,088,954
負債・純資産合計		9,217,542,676	8,098,086,182

14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

期 別 科 目	第 6 期		第 7 期	
	〔自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日〕		〔自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日〕	
	金額		金額	
経 常 損 益 の 部				
営 業 損 益 の 部				
営 業 収 益				
受 取 利 息	661		706	
有価証券売買等損益	△659,324,717		64,448,471	
派生商品取引等損益	△70,673,148		△11,148,000	
為 替 差 損 益	△18,320,067	△748,317,271	1,284,015	54,585,192
営 業 費 用				
受 託 者 報 酬	4,353,527		4,020,294	
委 託 者 報 酉	78,363,359		72,365,181	
そ の 他 費 用	6,461,964	89,178,850	5,326,006	81,711,481
営 業 損 失		837,496,121		27,126,289
經 常 損 失		837,496,121		27,126,289
当 期 損 失		837,496,121		—
当 期 純 損 失		—		27,126,289
一部解約に伴う		195,718,279		—
当 期 損 失 分 配 額		—		130,269,304
一部解約に伴う		—		12,929,138,427
当 期 純 損 失 分 配 額		12,927,828,592		12,984,306,690
期 首 欠 損 金		1,277,242,209		1,277,242,209
欠 損 金 減 少 額		1,277,242,209	1,984,306,690	1,984,306,690
当 期 一 部 解 約 に 伴う欠損金減少額	1,277,242,209			
欠 損 金 增 加 額		636,774,202	300,759,169	300,759,169
当 期 追 加 信 託 に 伴う欠損金増加額	636,774,202			
分 配 金		—		—
期 末 欠 損 金		12,929,138,427		11,142,447,891

14. ファンドの経理状況および運用状況

重要な会計方針

項目 期 別	第 6 期 〔自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日〕	第 7 期 〔自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日〕
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	<p>親投資信託受益証券</p> <p>移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p>	<p>親投資信託受益証券</p> <p>同左</p>
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>個別法に基づき、法令及び社団法人投資信託協会規則に従い、時価評価しております。</p>	<p>(1) 為替予約取引</p> <p>同左</p> <p>(2) 先物取引</p> <p>同左</p>
3. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要事項	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号) 第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外貨為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>2002 年 11 月 30 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間末日は 2002 年 12 月 2 日としております。</p>	<p>(1) 外貨建取引等の処理基準</p> <p>同左</p> <p>(2) 計算期間末日の取扱い</p> <p>2002 年 11 月 30 日及びその翌日が休業日のため、本計算期間期首は 2002 年 12 月 3 日としております。</p>

14. ファンドの経理状況および運用状況

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	期別 〔2002年12月2日現在〕	第6期	第7期 〔2003年5月30日現在〕
1. 元本の推移			
期首元本額		23,353,093,603 円	22,050,513,391 円
期中追加設定元本額		994,572,347 円	485,015,642 円
期中一部解約元本額		2,297,152,559 円	3,380,992,188 円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は12,929,138,427 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は11,142,447,891 円であります。

(損益及び剰余金計算書関係)

第6期 〔自 2002年5月31日 至 2002年12月2日〕	第7期 〔自 2002年12月3日 至 2003年5月30日〕
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 委託者報酬の45%相当額	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部 又は一部を委託するために要する費用 同左
2. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の分配対象収益は0円(1口当たり0円)であり、分配金額はございません。	2. 分配金の計算過程 計算期間末の費用控除後の配当等収益(4,075,848円)より、分配対象収益は4,075,848円(1口当たり0.000213円)でありますか、分配を行っておりません。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	第6期〔2002年12月2日現在〕		第7期〔2003年5月30日現在〕	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託 受益証券	8,893,911,962	△659,324,717	7,835,887,433	166,611,372
合計	8,893,911,962	△659,324,717	7,835,887,433	166,611,372

14. ファンドの経理状況および運用状況

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

第6期 〔自 2002年5月31日 至 2002年12月2日〕	第7期 〔自 2002年12月3日 至 2003年5月30日〕
<p>1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、通貨関連では為替予約取引、株式関連では先物取引であります。</p> <p>2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。</p> <p>3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、株価、金利、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>1. 取引の内容 同左</p> <p>2. 取引に対する取組方針 同左</p> <p>3. 取引の利用目的 同左</p> <p>4. 取引に係るリスクの内容 同左</p> <p>5. 取引に係るリスク管理体制 同左</p> <p>6. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 同左</p>

14. ファンドの経理状況および運用状況

II 取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(単位:円)

区分	種類	第6期[2002年12月2日現在]			第7期[2003年5月30日現在]		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指指数先物取引 買建	596,677,536	—	713,561,940	116,884,404	191,237,865	—
	合計	596,677,536	—	713,561,940	116,884,404	191,237,865	—

(2) 通貨関連

(単位:円)

区分	種類	第6期[2002年12月2日現在]			第7期[2003年5月30日現在]		
		契約額等 うち1年超	時価	評価損益	契約額等 うち1年超	時価	評価損益
以外の取引	為替予約取引 買建 米ドル	358,794,600	—	368,250,000	9,455,400	234,796,250	—
	合計	358,794,600	—	368,250,000	9,455,400	234,796,250	—

(注)時価の算定方法

- ・先物取引

1. 先物取引の残高表示は、契約額によってあります。
2. 計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

- ・為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

① 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。

② 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

14. ファンドの経理状況および運用状況

(1 口当たり情報)

項 目 期 別	第 6 期 〔2002 年 12 月 2 日現在〕	第 7 期 〔2003 年 5 月 30 日現在〕
	0.4137 円	0.4183 円
1 口当たり純資産額		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柏	券面総額	評 価 額	備 考
親投資信託 受益証券	netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド	17,176,430,147	7,835,887,433	—
合 計	—	17,176,430,147	7,835,887,433	—

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記事項(デリバティブ取引等関係)」の「II 取引の時価等に関する事項」に記載されております。

14. ファンドの経理状況および運用状況

参考情報

本ファンドは、「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

科 目 対象年月日	[2002年12月2日現在]	[2003年5月30日現在]
	金 額	金 額
資 产 の 部		
流 動 资 产		
預 金	757,881,084	124,175,489
コ ー ル ・ ロ ー ン	11,744,925	10,577,557
株 式	17,923,497,442	16,978,632,361
未 収 入 金	50,170,454	183,811,496
未 収 配 当 金	518,771	2,090,085
流 動 资 产 合 计	18,743,812,676	17,299,286,988
資 产 合 计	18,743,812,676	17,299,286,988
純 資 产 の 部		
元 本		
元 本	41,975,895,003	37,923,609,565
剩 余 金		
期 末 欠 損 金	23,232,082,327	20,624,322,577
(うち当期損失)	(1,475,729,113)	—
剩 余 金 合 计	△23,232,082,327	△20,624,322,577
純 資 产 合 计	18,743,812,676	17,299,286,988
負 債・純 資 产 合 计	18,743,812,676	17,299,286,988

14. ファンドの経理状況および運用状況

重要な会計方針

科 目	対象年月日		
	自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日	自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日	
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、法令及び 社団法人投資信託協会規則に従 い、時価評価しております。	株式 同左	
2. デリバティブの評価 基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。	為替予約取引 同左	
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 受取配当金は原則として、株式の 配当落ち日において、その金額が確 定している場合には当該金額を計 上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金 同左	
4. その他財務諸表作成 のための基本となる 重要事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信 託財産の貸借対照表、損益及び 剰余金計算書、附属明細表並び に運用報告書に関する規則」(平成 12年総理府令第133号)第60条 に基づき、取引発生時の外国通貨 の額をもって記録する方法を採用し ております。但し、同61条に基づ き、外国通貨の売却時において、當 該外国通貨に加えて、外貨建資產 等の外貨基金勘定及び外貨建各 損益勘定の前日の外貨建純資產 額に対する當該売却外国通貨の 割合相当額を當該外国通貨の売 却時の外貨為替相場等で円換算 し、前日の外貨基金勘定に対する 円換算した外貨基金勘定の割合 相当の邦貨建資產等の外貨投資 勘定と、円換算した外貨基金勘定 を相殺した差額を為替差損益とす る計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 同左	

14. ファンドの経理状況および運用状況

注記事項

(貸借対照表関係)

項目	対象年月日	[2002年12月2日現在]	[2003年5月30日現在]
1. 元本の推移			
期首元本額		42,181,721,282 円	41,975,895,003 円
期中追加設定元本額		1,048,272,459 円	556,696,718 円
期中一部解約元本額		1,254,098,738 円	4,608,982,156 円
元本の内訳			
netWIN ゴールドマン・サックス・			
インターネット戦略ファンド		22,056,719,274 円	20,747,179,418 円
Aコース(為替ヘッジあり)			
netWIN ゴールドマン・サックス・			
インターネット戦略ファンド		19,919,175,729 円	17,176,430,147 円
Bコース(為替ヘッジなし)			
合 計		41,975,895,003 円	37,923,609,565 円
2. 元本の欠損		貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は 23,232,082,327 円であります。	貸借対照表上の純資産総額が元本総額を下回っており、その差額は 20,624,322,577 円であります。

(有価証券関係)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	[2002年12月2日現在]		[2003年5月30日現在]	
	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
株式	17,923,497,442	△119,397,535	16,978,632,361	1,201,527,915
合計	17,923,497,442	△119,397,535	16,978,632,361	1,201,527,915

14. ファンドの経理状況および運用状況

(デリバティブ取引等関係)

I 取引の状況に関する事項

自 2002年5月31日 至 2002年12月2日	自 2002年12月3日 至 2003年5月30日
1. 取引の内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	1. 取引の内容 同左
2. 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、信託約款に定める運用の基本方針に従う方針であります。	2. 取引に対する取組方針 同左
3. 取引の利用目的 デリバティブ取引は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避する目的で利用しています。	3. 取引の利用目的 同左
4. 取引に係るリスクの内容 当投資信託の利用しているデリバティブ取引に係るリスクとしては、為替などの市場価格が変動する事によって発生するマーケットリスクおよび取引相手先が契約を履行できなくなる場合、すなわちデフォルト状態となった時に発生する取引先リスクがあります。	4. 取引に係るリスクの内容 同左
5. 取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、運用・執行を担当する部署により行っております。また、法令などに基づく損失限度額のモニタリングは別途コンプライアンス部により行われております。	5. 取引に係るリスク管理体制 同左

II 取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

(1 口当たり情報)

項目	対象年月日 〔2002 年 12 月 2 日現在〕	〔2003 年 5 月 30 日現在〕
1 口当たり純資産額	0.4465 円	0.4562 円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 附属明細表

① 有価証券明細表

(ア) 株式

通貨	銘柄	株数	評価額単価	評価額金額	備考
米ドル	AVOCENT CORPORATION	84,500	28.96	2,447,120.00	
	C H ROBINSON WORLDWIDE INC	19,300	36.30	700,590.00	
	ELECTRONIC ARTS INC	37,400	68.11	2,547,314.00	
	GRAINGER (W.W.) INC	45,700	45.65	2,086,205.00	
	IRON MOUNTAIN INC	59,100	38.97	2,303,127.00	
	SCRIPPS CO <E.W.>-CL A	17,000	85.46	1,452,820.00	
	SUNGARD DATA SYSTEMS	32,200	22.60	727,720.00	
	CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	140,326	40.81	5,726,704.06	
	COX COMMUNICATIONS INC-CL A	167,700	30.65	5,140,005.00	
	ECHOSTAR COMMUNICATIONS-A	75,900	32.22	2,445,498.00	
	LIBERTY MEDIA CORP-A	444,700	11.58	5,149,626.00	
	SABRE GROUP HOLDINGS INC	32,300	24.03	776,169.00	
	UNIVISION COMMUNICATIONS-A	201,200	29.65	5,965,580.00	
	VIACOM INC-CL B	193,525	45.50	8,805,387.50	
	WESTWOOD ONE INC	121,800	32.98	4,016,964.00	
	DELL COMPUTER CORP	230,500	31.23	7,198,515.00	
	EMC CORPORATION MASS	704,400	10.15	7,149,660.00	
	INTEL CORP	159,800	20.84	3,330,232.00	
	MICROSOFT CORP	300,600	24.40	7,334,640.00	
	SYMANTEC CORP	33,600	44.50	1,495,200.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	148,700	20.24	3,009,688.00	
	XILINX INC	55,400	30.50	1,689,700.00	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	478,700	9.50	4,547,650.00	
	CABLEVISION SYSTEMS -CL A	415,317	19.58	8,131,906.86	
	CISCO SYSTEMS	270,600	16.64	4,502,784.00	
	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	1,217,910	8.20	9,986,862.00	
	INTEGRATED CIRCUIT SYSTEMS	206,100	24.46	5,041,206.00	
	QUALCOMM INC	131,700	32.67	4,302,639.00	
	AOL TIME WARNER	271,150	14.85	4,026,577.50	
	CENDANT CORP	388,700	16.29	6,331,923.00	
	CHECKFREE CORP	128,300	24.81	3,183,123.00	
	FIRST DATA CORP	177,600	41.40	7,352,640.00	
	INTUIT INC	63,700	45.26	2,883,062.00	
	METRO-GOLDWYN-MAYER INC	141,700	12.23	1,732,991.00	
	小計			143,521,828.92 (16,978,632,361)	
	合計			16,978,632,361 (16,978,632,361)	

14. ファンドの経理状況および運用状況

(イ) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注)1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	株式 34 銘柄	100.0%	100.0%

② 有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-2. ファンドの現況

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

(1) 純資産額計算書

(2003年6月30日現在)

I 資産総額	10,376,409,869 円
II 負債総額	146,890,827 円
III 純資産総額(I - II)	10,229,519,042 円
IV 発行済口数	31,116,046,484 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	0.3288 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2003年6月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口 数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受益証券	netWIN ゴールドマン・ サックス・ インターネット戦略 ファンド・ マザーファンド	20,845,582,745	0.4563	9,512,195,250	0.4775	9,953,765,760	97.30

種類別投資比率(2003年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.30
合計	97.30

(3) 投資不動産物件(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2003年6月30日現在)

銘柄名	資産名	種類	地域	契約額等	評価額 金額	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
NASDA100 0309	株式先物取引	買建	米国	3,057,500.00	3,006,250.00	360,148,750	3.52

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

14. ファンドの経理状況および運用状況

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

(1) 純資産額計算書

(2003年6月30日現在)

I 資産総額	8,494,583,678 円
II 負債総額	31,685,144 円
III 純資産総額(I - II)	8,462,898,534 円
IV 発行済口数	19,364,659,091 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	0.4370 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

(2003年6月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	数量 (口 数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託 受 益 証 券	netWIN ゴールドマン・ サックス・ インターネット戦略 ファンド・ マザーファンド	17,078,026,820	0.4562	7,790,995,836	0.4775	8,154,757,806	96.36

種類別投資比率(2003年6月30日現在)

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	96.36
合計	96.36

(3) 投資不動産物件(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの

有価証券先物取引等

(2003年6月30日現在)

銘柄名	資産名	種類	地域	契約額等	評価額 金額 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
NASDA100 0309	株式先物取引	買建	米国	2,446,000.00	2,405,000.00	288,119,000	3.40

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

(注2) 評価額は、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。2つ以上の取引所に上場されていて、かつ当該取引所相互間で反対売買が可能な先物取引については、取引量を勘案して評価を行う取引所を決定しております。

14. ファンドの経理状況および運用状況

参考情報

〈netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド〉

(1) 純資産額計算書

(2003年6月30日現在)

I 資産総額	18,145,638,984 円
II 負債総額	37,978,764 円
III 純資産総額(I - II)	18,107,660,220 円
IV 発行済口数	37,923,609,565 口
V 1口当たり純資産額(III / IV)	0.4775 円

(2) 投資有価証券の主要銘柄(上位 30 銘柄)

(2003年6月30日現在)

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	株式	CROWN CASTLE INTERNATIONAL CORP	通信	1,217,910	982.35	1,196,426,067	928.44	1,130,768,539	6.24
アメリカ	株式	VIACOM INC-CL B	放送・出版	193,525	5,450.89	1,054,885,422	5,199.32	1,006,198,403	5.56
アメリカ	株式	CABLEVISION SYSTEMS -CL A	放送・出版	374,117	2,345.68	877,560,261	2,528.97	946,133,662	5.23
アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	コンピューター	300,600	2,923.12	878,689,872	3,081.25	926,225,553	5.12
アメリカ	株式	DELL COMPUTER CORP	コンピューター	230,500	3,741.35	862,382,097	3,801.25	876,189,047	4.84
アメリカ	株式	EMC CORPORATION MASS	コンピューター	704,400	1,215.97	856,529,268	1,233.94	869,187,336	4.80
アメリカ	株式	CENDANT CORP	サービス	388,700	1,951.54	758,564,375	2,163.58	840,986,655	4.64
アメリカ	株式	FIRST DATA CORP	サービス	157,400	4,959.72	780,659,928	4,995.66	786,316,884	4.34
アメリカ	株式	UNIVISION COMMUNICATIONS-A	放送・出版	201,200	3,552.07	714,676,484	3,662.28	736,851,943	4.07
アメリカ	株式	CLEAR CHANNEL COMMUNICATIONS	放送・出版	140,326	4,889.03	686,059,146	5,005.24	702,365,869	3.88
アメリカ	株式	LIBERTY MEDIA CORP-A	放送・出版	444,700	1,387.28	616,925,194	1,381.29	614,261,441	3.39
アメリカ	株式	SCHWAB (CHARLES) CORP	サービス	478,700	1,138.10	544,808,470	1,244.72	595,848,421	3.29
アメリカ	株式	QUALCOMM INC	通信	131,700	3,913.86	515,456,152	4,305.61	567,049,100	3.13
アメリカ	株式	CISCO SYSTEMS	通信	270,600	1,993.47	539,433,523	2,034.20	550,455,602	3.04
アメリカ	株式	COX COMMUNICATIONS INC-CL A	放送・出版	142,000	3,671.87	521,405,540	3,827.61	543,520,620	3.00
アメリカ	株式	INTEGRATED CIRCUIT SYSTEMS	コンピューター	143,500	2,930.30	420,499,198	3,718.59	533,617,952	2.95
アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	電子部品・計器	244,200	2,349.07	573,645,096	2,157.59	526,885,431	2.91
アメリカ	株式	AOL TIME WARNER	コンピューター	271,150	1,779.02	482,383,984	1,895.23	513,893,241	2.84
アメリカ	株式	WESTWOOD ONE INC	放送・出版	121,800	3,951.00	481,232,287	4,055.23	493,927,014	2.73
アメリカ	株式	INTEL CORP	電子部品・計器	159,800	2,496.63	398,961,793	2,465.48	393,984,343	2.18
アメリカ	株式	CHECKFREE CORP	サービス	109,700	2,972.23	326,054,508	3,393.93	372,314,559	2.06
アメリカ	株式	ELECTRONIC ARTS INC	リワード・サービス	37,400	8,159.57	305,168,217	9,120.37	341,101,987	1.88
アメリカ	株式	AVOCENT CORPORATION	コンピューター	84,500	3,469.40	293,164,976	3,812.03	322,117,042	1.78
アメリカ	株式	ECHOSTAR COMMUNICATIONS-A	放送・出版	75,900	3,859.95	292,970,660	4,172.51	316,693,827	1.75
アメリカ	株式	IRON MOUNTAIN INC	サービス	59,100	4,668.60	275,914,614	4,486.51	265,152,741	1.46
アメリカ	株式	INTUIT INC	コンピューター	48,900	5,422.14	265,143,037	5,319.12	260,104,968	1.44
アメリカ	株式	GRAINGER (W.W.) INC	建設資材	45,700	5,468.87	249,927,359	5,622.21	256,935,179	1.42
アメリカ	株式	SABRE GROUP HOLDINGS INC	サービス	80,700	2,962.89	239,105,787	3,029.74	244,500,179	1.35
アメリカ	株式	METRO-GOLDWYN-MAYER INC	メディア	141,700	1,465.15	207,612,321	1,477.13	209,309,887	1.16
アメリカ	株式	SYMANTEC CORP	サービス	33,600	5,331.10	179,124,960	5,352.66	179,849,510	0.99

14. ファンドの経理状況および運用状況

業種別投資比率(2003年6月30日現在)

国内/外国	業種	投資比率(%)
外 国	建設資材	1.42
	コンピューター	24.31
	電子部品・計器	6.02
	放送・出版	30.58
	通信	12.42
	陸運業	0.73
	フィンансシャル・サービス	3.29
	サービス	14.85
	メディア	1.16
	ソフトウェア・サービス	1.88
合 計		96.66

(3) 投資不動産物件(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

(4) その他投資資産の主要なもの(2003年6月30日現在)

該当事項はありません。

14. ファンドの経理状況および運用状況

14-3. 運用状況

(1) 投資状況

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

(2003年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
外貨建株式親投資信託受益証券	—	9,953,765,760	97.30
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	236,014,585	2.31
差入委託証拠金	—	186,629,520	1.82
その他の資産	—	4	0.00
小計	—	422,644,109	4.13
負債	—	146,890,827	1.43
合計(純資産総額)	—	10,229,519,042	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

(2003年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
外貨建株式親投資信託受益証券	—	8,154,757,806	96.36
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	255,209,266	3.02
差入委託証拠金	—	81,821,599	0.97
その他の資産	—	2,795,007	0.03
小計	—	339,825,872	4.02
負債	—	31,685,144	0.38
合計(純資産総額)	—	8,462,898,534	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

参考情報

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド>

(2003年6月30日現在)

資産の種類	国名	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	17,502,459,624	96.66
その他の資産			
預金・コールローン・金銭信託	—	529,143,256	2.92
その他	—	114,036,104	0.63
小計	—	643,179,360	3.55
負債	—	37,978,764	0.21
合計(純資産総額)	—	18,107,660,220	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

14. ファンドの経理状況および運用状況

(2) 運用実績

① 純資産の推移

〈netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)〉

2003年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2000年5月30日)	59,488	59,488	0.9175	0.9175
2期	(2000年11月30日)	29,231	29,231	0.7262	0.7262
3期	(2001年5月30日)	24,689	24,689	0.5796	0.5796
4期	(2001年11月30日)	16,924	16,924	0.4341	0.4341
5期	(2002年5月30日)	11,902	11,902	0.3274	0.3274
6期	(2002年12月2日)	10,167	10,167	0.3059	0.3059
7期	(2003年5月30日)	9,743	9,743	0.3189	0.3189
	2002年7月末日	9,100	—	0.2586	—
	2002年8月末日	9,012	—	0.2586	—
	2002年9月末日	8,177	—	0.2375	—
	2002年10月末日	9,055	—	0.2676	—
	2002年11月末日	10,227	—	0.3077	—
	2002年12月末日	8,943	—	0.2720	—
	2003年1月末日	8,740	—	0.2693	—
	2003年2月末日	8,562	—	0.2668	—
	2003年3月末日	8,822	—	0.2786	—
	2003年4月末日	9,417	—	0.3054	—
	2003年5月末日	9,743	—	0.3189	—
	2003年6月末日	10,229	—	0.3288	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

〈netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)〉

2003年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2000年5月30日)	36,039	36,039	0.9877	0.9877
2期	(2000年11月30日)	17,945	17,945	0.8522	0.8522
3期	(2001年5月30日)	18,944	18,944	0.7538	0.7538
4期	(2001年11月30日)	13,681	13,681	0.5897	0.5897
5期	(2002年5月30日)	10,425	10,425	0.4464	0.4464
6期	(2002年12月2日)	9,121	9,121	0.4137	0.4137
7期	(2003年5月30日)	8,012	8,012	0.4183	0.4183
	2002年7月末日	7,844	—	0.3381	—
	2002年8月末日	7,739	—	0.3329	—
	2002年9月末日	7,322	—	0.3186	—
	2002年10月末日	8,182	—	0.3617	—
	2002年11月末日	9,142	—	0.4146	—
	2002年12月末日	7,845	—	0.3590	—
	2003年1月末日	7,652	—	0.3536	—
	2003年2月末日	7,350	—	0.3471	—
	2003年3月末日	7,478	—	0.3702	—
	2003年4月末日	7,886	—	0.4043	—
	2003年5月末日	8,012	—	0.4183	—
	2003年6月末日	8,462	—	0.4370	—

(注) 表中の末日とはその月の最終営業日を指します。

14. ファンドの経理状況および運用状況

② 分配の推移

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

期	計算期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 1 期	自 1999 年 11 月 29 日 至 2000 年 5 月 30 日	0.0000
第 2 期	自 2000 年 5 月 31 日 至 2000 年 11 月 30 日	0.0000
第 3 期	自 2000 年 12 月 1 日 至 2001 年 5 月 30 日	0.0000
第 4 期	自 2001 年 5 月 31 日 至 2001 年 11 月 30 日	0.0000
第 5 期	自 2001 年 12 月 1 日 至 2002 年 5 月 30 日	0.0000
第 6 期	自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日	0.0000
第 7 期	自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日	0.0000

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

期	計算期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 1 期	自 1999 年 11 月 29 日 至 2000 年 5 月 30 日	0.0000
第 2 期	自 2000 年 5 月 31 日 至 2000 年 11 月 30 日	0.0000
第 3 期	自 2000 年 12 月 1 日 至 2001 年 5 月 30 日	0.0000
第 4 期	自 2001 年 5 月 31 日 至 2001 年 11 月 30 日	0.0000
第 5 期	自 2001 年 12 月 1 日 至 2002 年 5 月 30 日	0.0000
第 6 期	自 2002 年 5 月 31 日 至 2002 年 12 月 2 日	0.0000
第 7 期	自 2002 年 12 月 3 日 至 2003 年 5 月 30 日	0.0000

14. ファンドの経理状況および運用状況

③ 収益率の推移

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 1999年11月29日 至 2000年5月30日	△8.3
第2期	自 2000年5月31日 至 2000年11月30日	△20.9
第3期	自 2000年12月1日 至 2001年5月30日	△202
第4期	自 2001年5月31日 至 2001年11月30日	△25.1
第5期	自 2001年12月1日 至 2002年5月30日	△24.6
第6期	自 2002年5月31日 至 2002年12月2日	△6.6
第7期	自 2002年12月3日 至 2003年5月30日	4.2

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

期	計算期間	収益率(%)
第1期	自 1999年11月29日 至 2000年5月30日	△1.2
第2期	自 2000年5月31日 至 2000年11月30日	△13.7
第3期	自 2000年12月1日 至 2001年5月30日	△11.5
第4期	自 2001年5月31日 至 2001年11月30日	△21.8
第5期	自 2001年12月1日 至 2002年5月30日	△24.3
第6期	自 2002年5月31日 至 2002年12月2日	△7.3
第7期	自 2002年12月3日 至 2003年5月30日	1.1

14. ファンドの経理状況および運用状況

(3) 設定及び解約の実績

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドAコース(為替ヘッジあり)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 1999年11月29日 至 2000年5月30日	96,951,765,165 (0)	32,113,502,470 (0)	64,838,262,695 (0)
第2期	自 2000年5月31日 至 2000年11月30日	8,837,645,672 (0)	33,423,953,171 (0)	40,251,955,196 (0)
第3期	自 2000年12月1日 至 2001年5月30日	11,402,185,028 (0)	9,058,546,023 (0)	42,595,594,201 (0)
第4期	自 2001年5月31日 至 2001年11月30日	2,642,378,507 (0)	6,254,783,763 (0)	38,983,188,945 (0)
第5期	自 2001年12月1日 至 2002年5月30日	2,115,639,015 (0)	4,745,958,898 (0)	36,352,869,062 (0)
第6期	自 2002年5月31日 至 2002年12月2日	487,987,705 (0)	3,605,459,964 (0)	33,235,396,803 (0)
第7期	自 2002年12月3日 至 2003年5月30日	435,950,552 (0)	3,122,081,047 (0)	30,549,266,308 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

<netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンドBコース(為替ヘッジなし)>

下記計算期間中の設定及び解約の実績ならびに当該計算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1期	自 1999年11月29日 至 2000年5月30日	60,409,392,718 (0)	23,921,609,821 (0)	36,487,782,897 (0)
第2期	自 2000年5月31日 至 2000年11月30日	7,276,578,703 (0)	22,708,079,329 (0)	21,056,282,271 (0)
第3期	自 2000年12月1日 至 2001年5月30日	12,345,752,740 (0)	8,269,277,466 (0)	25,132,757,545 (0)
第4期	自 2001年5月31日 至 2001年11月30日	3,040,523,456 (0)	4,971,960,143 (0)	23,201,320,858 (0)
第5期	自 2001年12月1日 至 2002年5月30日	3,115,508,507 (0)	2,963,735,762 (0)	23,353,093,603 (0)
第6期	自 2002年5月31日 至 2002年12月2日	994,572,347 (0)	2,297,152,559 (0)	22,050,513,391 (0)
第7期	自 2002年12月3日 至 2003年5月30日	485,015,642 (0)	3,380,992,188 (0)	19,154,536,845 (0)

(注1) ()内の数字は本邦外における設定、解約及び発行済み口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

15. その他

15. その他

1. 目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

2. 1 または複数の内容の要約仮目論見書を使用します。

有価証券届出書添付書類を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第1号口に規定する書類(以下「要約仮目論見書」といいます。ただし、有価証券届出書による届出が効力を生じた後に使用される場合は「要約目論見書」という表題が用いられることがあります。)として、以下の記載に従い使用します。

(a) 要約仮目論見書は、チラシ、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)、電子媒体として使用される他、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

(b) 要約仮目論見書は、使用形態によって字体、レイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、別紙に表示するとおりまたはその他委託会社および取扱販売会社の名称およびロゴ、本ファンドのロゴ、写真、イラスト、見出しおよびキャッチ・コピーを附加して使用されることがあります。

要約仮目論見書の表紙に以下のような文言を記載することがあります。

「投資信託をご購入の際の注意事項

- ・ お申込みの際は必ず「目論見書」をご覧ください。
- ・ 本ファンドは株式など値動きのある証券(外国証券には為替のリスクもあります。)に投資し、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。
- ・ 投資信託は、預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。
- ・ 証券会社以外の金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- ・ 投資信託は金融機関の預金と異なり、元本および利息の保証はありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。」

(c) 有価証券届出書本文第一部「証券情報」および第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」の主要内容を要約し、「お申込メモ」、「本ファンドの概要」、「ご投資の手引き」および「費用と税金」として、要約仮目論見書に記載することができます。また、有価証券届出書本文第三部「特別情報」の主要内容を要約し、要約仮目論見書に記載することができます。

(d) 要約仮目論見書に以下の趣旨の文章または文言の全部または一部を記載することができます。

- ・ インターネット・ビジネスへの投資
- ・ ゴールドマン・サックスの独自アプローチ
- ・ インターネットが成長すると、誰がもうかる？

15. その他

Who will benefit from the Internet growth?

- ・ インターネットが成長すると、どの会社がもうかる？

Which companies will benefit from the Internet growth?

- ・ 「インターネット・トールキーパー」企業の発見

Discovering the Internet Tollkeepers.

- (e) 要約仮目論見書中の一定の用語につき、商標登録申請中または登録商標であることを示す文言または記号を用いることがあります。
- (f) メモ欄として罫線を記載した頁を設けることがあります。
- (g) 社長のごあいさつ(言及されるデータは適宜更新されます。)を記載することができます。
- (h) 本ファンドまたはマザーファンドの保有証券と運用状況に関する情報として、上位組入銘柄(業種・セクター、主要取引市場、組入比率、組入数、組入額、格付を含みます。)、投資対象の資産別構成比、投資国別構成比、業種・セクター別構成比、市場別構成比、株式および先物の合計に基づく組入割合の表示によるポートフォリオ構成、通貨、為替予約の状況ならびにそれらの推移等に関する説明を、文章、数値、グラフで表示することができます。また、直近の基準価額、純資産総額等を表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。なお、セクターの記載に関しては、本ファンドの運用チーム独自の分類を用いることがあります。
- また、大要次のような文言を付記することができます。「本ファンドの受益証券の価額は、本ファンドに組入れられる有価証券等(外貨建ての有価証券等や為替取引には為替リスクもあります。)の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。元金が保証されているものではありません。受益証券の取得を希望される方は、目論見書をお読みください。過去の実績に関する数値・データは将来の結果をお約束するものではありません。組入銘柄、セクター別構成比、市場別構成比、ポートフォリオ構成等は本書各基準日現在の情報であり、変動します。騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。本書は個別銘柄ないし特定の運用戦略を推奨するものではありません。」
- (i) 運用実績として基準価額(税引き前分配金込みもしくは分配金落ち後またはその双方)および過去の分配実績(各月および年率換算ならびに再投資の状況を含みます。)の推移、年換算利回り、銘柄構成、設定来または直近 1 週間、1 か月、3 か月、6 か月、1 年、1 年半、2 年、3 年の騰落率等を数値またはグラフで表示することができます(表示されるデータは適宜更新されます。)。
- (j) 要約仮目論見書は有価証券届出書の効力発生後に使用します。効力発生日は決定し次第記載します。

投資信託用語集(1)

委託会社(いたくがいしゃ)

ファンドの設定・運用、目論見書・運用報告書の作成等を担当する会社(運用会社)を指します。

運用報告書(うんようほうこくしょ)

ファンドの運用内容に関する情報を記載した報告書です。投資信託及び投資法人に関する法律の定めによって、ファンドの決算時(年2回以上決算があるファンドについては年2回)および償還時に委託会社(運用会社)が作成し、取扱販売会社を通じて受益者に送られます。運用報告書には、設定来の運用経過、投資環境の説明、組入れ有価証券の明細など、運用状況についての情報が記載されています。

解約価額(かいやくかがく)

途中解約する際に用いる価額で、解約金は解約口数に解約価額を乗じて計算されます。解約価額はファンドの基準価額から信託財産留保額を差引いた価額になります。ただし、信託財産留保額がないファンドでは基準価額と同じ価額となります。

→「信託財産留保額」

株式投資信託(かぶしきとうしんたく)

投資信託の分類の一つです。一般的には株式を主な投資対象とするファンドを指しますが、約款上で株式を少しでも組入れることが可能なファンドは株式投資信託に分類されます。したがって、主に公社債に投資するファンドであっても、株式投資信託に分類される場合があります。

→「国際株式型(北米型)」

為替ヘッジ(かわせヘッジ)

外貨保有に伴う為替リスクを為替予約取引等を活用することにより回避または低減する行為をいいます。為替ヘッジを行う場合には、ヘッジ対象となる通貨と日本円の金利差に相当するヘッジ・コストまたはプレミアムが生じるため、海外の金利が日本の金利よりも高い場合であっても、直接享受することはできなくなります。

基準価額(きじゅんかがく)

ファンドの時価を表すものです。基準価額は、その日のファンドの純資産総額を総口数で割って計算され、日々変動します。一般的に、当初1口が1万円のファンドは1口当たりの価額、当初1口が1円のファンドは1万口当たりの価額で表示されます。

投資信託用語集(2)

国際株式型(北米型)

社団法人投資信託協会が定める証券投資信託の分類で、株式投資信託に属するファンドの中で、株式の組入れ限度が70%以上で、主として北米の株式に投資するものです。

受託銀行(じゅたくぎんこう)

ファンドの信託財産を保管・管理する信託銀行を指します。

信託財産留保額(しんたくざいさんりゆうほがく)

運用の安定性を高めると同時に、信託期間の途中に換金される方と引き続きこの投資信託を保有される受益者との公平性を確保するために、換金される方にご負担いただくもので、信託財産に繰り入れられます。

信託報酬(しんたくほうしゅう)

信託財産から、ファンドの運営にかかる委託会社等に対して支払われる報酬です。信託報酬は、通常、日々の純資産総額に対して定率で差引かれます。委託会社のファンド運用に対する報酬、販売会社の収益分配金や償還金の支払等代行業務に対する報酬、受託銀行のファンド管理・保管に対する報酬などが含まれます。料率の内訳は目論見書に記載されています。

取扱販売会社(とりあつかいはんばいがいしゃ)

主にファンドの募集・販売の取扱い、解約請求の受付、分配金・償還金・解約金の支払いなどを行う金融機関を指します。

ベンチマーク

ファンド運用の目標となる指標であり、ファンドの投資対象を勘案して設定されます。日本株式に投資するファンドであれば、TOPIX(東証株価指数)や日経平均株価指数などが基準となります。アクティブ型ファンドの場合はベンチマークを上回る投資成果を目指し、インデックス型ファンドの場合はベンチマークとの連動を目指します。

ファミリーファンド方式

投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用を行う仕組みをいいます。

信託約款

追加型証券投資信託
netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド
Aコース(為替ヘッジあり)
(2003 年 8 月 29 日)

運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
- ② 実質外貨建資産については対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ③ 投資状況に応じ、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- ④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

<信託約款 A コース>

- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れを行うことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることができます。
- ⑨ ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーに株式(その指数先物が含まれます。)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑦ 投資信託証券(netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債および新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 5 月 30 日および 11 月 30 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
- ② 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ③ 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が元本を下

回る場合においても分配を行うことがあります。

- ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド
Aコース(為替ヘッジあり)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーワフジイ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金30億～5,000億円¹を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第7項、第56条第1項、第57条、第58条第1項または第60条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行い

¹ 5,000億円を上限とします。ただし、30億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

ます。

- ② この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、30億～5,000億口²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

² 5,000億口を上限とし、第2条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券および1億口券の 5 種類ならびに 1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 52 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ② 前項の受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第 46 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第 2 項の規定にかかわらず、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド B コース(為替ヘッジなし)の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金をもって取得申込をする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、

かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。

- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益証券の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、委託者の指定する証券会社は 1 万円未満でも応ずることができるものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 46 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請

求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 - 口. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 2. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - 木. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ヘ. 金銭債権
 - ト. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。)
 - チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条各号に規定するものうち、次に掲げるもの
 - a. 金利先渡取引に係る権利
 - b. 為替先渡取引に係る権利
 - c. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - 口. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 22 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の

受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証

券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預 金
 - 2. 指定金銭信託
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 抵当証券
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託財産相互間取引等)

第 20 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
- 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客または(ii)かかる投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 22 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所 在 地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

委託内容： 株式(その指数先物が含まれます。)の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 31 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの

時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を

するものとします。

- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 38 条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

第 39 条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 40 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 41 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。
- ③ 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 43 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 44 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 45 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつ

ど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 46 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 31 日から 11 月 30 日および 12 月 1 日から翌年 5 月 30 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1999 年 11 月 29 日から 2000 年 5 月 30 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 47 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 48 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 49 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 190 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 51 条 [削除]

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。
 - ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
 - ⑤ 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
 - ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑥の2 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
 - ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
 - ⑨ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 53 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 54 条 受託者は、収益分配金については第 52 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 52 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 52 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 52 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 55 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑨ 次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第4項中「第1項」とあるのは「第55条第7項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

第56条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第57条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第61条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第58条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第61条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 59 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

- ② ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 60 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 61 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるとときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 61 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- (5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条の2 第56条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第56条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第62条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第64条 第52条第6項の2に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1999年11月29日

委託者 東京都港区赤坂二丁目17番7号赤坂溜池タワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
ユーワフジエイ信託銀行株式会社

信託約款

追加型証券投資信託

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド

Bコース(為替ヘッジなし)

(2003 年 8 月 29 日)

運用の基本方針

約款第 21 条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

(2) 運用方針

- ① 主として netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券に投資し、原則として、その組入れ比率は高位に保ちます(ただし、投資環境等により、当該受益証券の組入れ比率を引き下げる場合もあります。)。
- ② 実質外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 投資状況に応じ、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンドと同様の運用を行うこともあります。
- ④ 市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
- ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクお

<信託約款 B コース>

および為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑧ 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払い資金に不足額が生じるときは、資金借り入れを行うことができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることができます。
- ⑨ ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・エル・ピーに株式(その指數先物が含まれます。)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
- ③ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券(netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

3. 収益分配方針

年 2 回決算を行い、毎計算期末(毎年 5 月 30 日および 11 月 30 日。ただし、休業日の場合は翌営業日。)に原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- ① 長期的な信託財産の成長に資するため、収益分配金は少額に抑えることを基本方針とします。
- ② 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買損益(評価損益も含みます。)等の範囲内とします。
- ③ 分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。基準価額水準、市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が元本を下回る場合においても分配を行うことがあります。

- ④ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、元本部分と同様に運用の基本方針に基づき運用を行います。

追加型証券投資信託
netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド
Bコース(為替ヘッジなし)
信託約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、ユーワエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金30億～5,000億円¹を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第7項、第56条第1項、第57条、第58条第1項または第60条第2項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。

(募集の方法、受益証券の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 委託者は、この信託について、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる募集を行い

¹ 5,000億円を上限とします。ただし、30億円に満たない場合は、委託者の裁量により設定を中止することがあります。

ます。

- ② この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、30億～5,000億口²に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。
③ 前項の規定により受益権の再分割を行った場合には、委託者はその旨を遅滞なく受益者に対して公告します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託は、原則として毎営業日にこれを行うものとします。追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益証券の口数を乗じた額とします。

- ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第27条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
③ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

² 5,000億口を上限とし、第2条の信託金を1口1円で計算した口数とします。

(受益証券の発行および種類)

第 10 条 委託者は、第 7 条の規定により分割された受益権を表示する無記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1万口券、10 万口券、100 万口券、1,000 万口券および1億口券の 5 種類ならびに 1 口の整数倍の口数を表示した受益証券とします。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第 11 条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(受益証券の申込単位および価額等)

第 12 条 委託者の指定する証券会社(証券取引法第 2 条第 9 項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第 2 条第 2 号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。)および登録金融機関(証券取引法第 65 条の 2 第 3 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第 10 条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって売却することができるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社または登録金融機関と別に定める netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務を規定する約款を含みます。)にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1 万円(またはこれを超えて当該証券会社もしくは登録金融機関が別途定める金額)以上 1 円単位をもって取得の申込みに応じができるものとします。なお、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、追加信託の申込みを受付けないものとします。ただし、第 52 条第 2 項に規定する収益分配金の再投資にかかる追加信託金の申込みに限ってこれを受付けるものとします。

- ② 前項の受益証券の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、当該基準価額に 3.0%を上限として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める率を乗じて得た手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。
- ③ 前 2 項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1 口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の受益証券の売却価額は、原則として第 46 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ④ 第 2 項の規定にかかわらず、netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド Aコース(為替ヘッジあり)の受益者が当該信託の受益証券の一部解約金をもって取得申込をする場合の売却価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、

かかる取得申込のなされる委託者の指定する証券会社または登録金融機関が事前に委託者に対して書面で通知し、委託者がこれを書面により承諾した場合には、本項の適用はありません。

- ⑤ 第 1 項の規定にかかわらず、別に定める契約を結んだ受益者が、前項の規定により、その有する受益証券の全部についての一部解約金をもって取得申込みをする場合は、委託者の指定する証券会社は 1 万円未満でも応ずることができるものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があると委託者が判断したときは、受益証券の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みを取消すことができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続)

第 13 条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。

- ② 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。
- ③ 前項の規定による名義書換の手続は、第 46 条に規定する毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第 14 条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第 15 条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、当該受益証券の公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

(記名式の受益証券の再交付)

第 16 条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続によって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第 17 条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え再交付を請

求したときは、委託者の定める手続により受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別したいときは、前 2 条の規定を準用します。

(受益証券の再交付の費用)

第 18 条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

(投資の対象とする資産の種類)

第18条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 1. 有価証券
 - 口. 有価証券指数等先物取引に係る権利
 - ハ. 有価証券オプション取引に係る権利
 2. 外国市場証券先物取引に係る権利
 - 木. 有価証券店頭オプション取引に係る権利
 - ヘ. 金銭債権
 - ト. 約束手形(証券取引法第 2 条第 1 項第 8 号に掲げるものを除きます。)
 - チ. 金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引として、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第 4 条各号に規定するものうち、次に掲げるもの
 - a. 金利先渡取引に係る権利
 - b. 為替先渡取引に係る権利
 - c. 為替および金利に係るスワップ取引に係る権利
 - リ. 金銭を信託する信託の受益権のうち、有価証券の性質を有しないもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 1. 外国有価証券市場において行われる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
 - 口. 為替手形
 - ハ. 抵当証券

(運用の指図範囲等)

第 19 条 委託者(第 22 条に規定する委託者から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下関連する限度において同じ。)は、信託金を、主として netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の

受益証券および次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社に係る特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)
9. 特定目的会社に係る優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証

券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。
 - 1. 預 金
 - 2. 指定金銭信託
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 抵当証券
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 20 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前 3 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券、株式または新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託財産相互間取引等)

第 20 条 委託者は、法令上認められる場合に限り、次に掲げる取引を行うことを受託者に指図することができます。

- 1. 信託財産と自ら運用を行う他の信託財産との間の取引
- 2. 信託財産と(i)委託者の利害関係人等である投資顧問業者の営む投資顧問業に係る顧客または(ii)かかる投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客との間の取引

(運用の基本方針)

第 21 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

(運用の権限委託)

第 22 条 委託者は、運用の指図に関する権限を次の者に委託します。

商 号： ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー

所 在 地： アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市

委託内容： 株式(その指数先物が含まれます。)の運用

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、別に定める取り決めに基づき当事者間で支払われるものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。
- ③ 第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合、その他の理由により必要と認められる場合には、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止し、またはその委託内容を変更することができます。

(投資する株式等の範囲)

第 23 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができるものとします。

(同一銘柄の株式等への投資制限)

第 24 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
- ③ 前 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式または当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図および範囲)

第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により前項の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の空売りの指図および範囲)

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債(信託財産により借り入れた公社債を含みます。)の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付にかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(公社債の借入れの指図および範囲)

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内である場合においてできるものとします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。
- ④ 第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(先物取引等の運用指図)

第 28 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所等における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所等における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図)

第 29 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なる通貨、異なる受取り金利または異なる受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第 30 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 4 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第 31 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの

時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債につき次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の運用指図)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図を

するものとします。

- ④ 第 1 項および第 2 項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価相当額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(保管業務の委任)

第 35 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行うに充分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

- ② 保管費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(有価証券等の保管)

第 36 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

- ② 受託者は、信託財産に属する抵当証券を、抵当証券業の規制等に関する法律関係法令等に基づき、財団法人抵当証券保管機構に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第 37 条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

第 38 条 [削除]

(信託財産の表示および記載の省略)

第 39 条 信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(有価証券売却等の指図)

第 40 条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第 41 条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第 42 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - 1. 一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - 2. 一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内。
 - 3. 借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の 10%以内。
- ③ 第 1 項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- ④ 借入金の利息および融資枠の設定に要する費用は信託財産中より支弁します。

(担保権設定にかかる確認的規定)

第 43 条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性をはかるため、信託財産における特定の資産につき、公社債の借入れ、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引、為替予約取引、資金の借入れその他の取引により信託財産の負担する債務を担保するため、日本法または外国法に基づく担保権の設定(現金を預託して相殺権を与えることを含みます。)の指図をすることができ、また、これに伴い適用法上当該担保権の効力を発生させ、または対抗要件を具備するために必要となる契約の締結、登記、登録、引渡しその他一切の行為を行うことの指図をすることができます。

- ② 担保権の設定に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 44 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 45 条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、委託者、受託者または第三者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつ

ど別にこれを定めます。ただし、前 2 項の立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託の計算期間)

第 46 条 この信託の計算期間は、毎年 5 月 31 日から 11 月 30 日および 12 月 1 日から翌年 5 月 30 日までとすることを原則とします。なお、第 1 計算期間は 1999 年 11 月 29 日から 2000 年 5 月 30 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の営業日で該当日に最も近い日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第 47 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第 48 条 信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益証券の管理事務に関する費用、受益証券作成に関する費用等を含みます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税についても、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託事務の処理等に要する諸費用、信託財産に関する租税、受託者等の立替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を、以下「諸経費」と総称します。

- ② 委託者は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払を信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合委託者は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。
- ③ 前項において諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ④ 第 2 項において諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる諸費用の額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- ⑤ 第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用のうちマザーファンドにおいて負担せざかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

(信託報酬の額および支弁の方法)

第 49 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 46 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 190 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
③ 第 1 項の信託報酬に対する消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配)

第 50 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

第 51 条 [削除]

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第 52 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から収益分配金交付票と引き換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを行います。

- ③ 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払うことができます。
 - ④ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
 - ⑤ 一部解約金は、受益者による一部解約の実行の請求日から起算して、原則として 5 営業日目から委託者の指定する証券会社および登録金融機関を通じて受益者に支払います。
 - ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとします。本条に定める受益者への支払については、委託者は当該証券会社または登録金融機関に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託者が一定期間経過後当該証券会社または登録金融機関より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭となるものとします。
- ⑥の2 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑦ 記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 4 項および第 5 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。
 - ⑧ 委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。
 - ⑨ この信託約款の他の規定にかかわらず、万一委託者の指定する証券会社または登録金融機関が本条に定める受益者への支払を怠ったことにより委託者が損害を被った場合には、委託者は信託財産よりその損害の賠償を受けることができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第 53 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第 4 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 54 条 受託者は、収益分配金については第 52 条第 1 項に規定する支払開始日の前日および第 52 条第 2 項に規定する交付開始前までに、償還金については第 52 条第 4 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 52 条第 5 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第 55 条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に 1 万口単位(別に定める契約にかかる受益証券については 1 口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行が休業日の場合は、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
- ③ 第 1 項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- ④ 受益者が、第 1 項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情(コンピューターの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合等を含みます。)があるときは、第 1 項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を保留または取消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求が保留された場合には、受益者は当該受付中止または請求保留以前に行つた当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益証券の一部解約の価額は、当該受付中止または請求保留を解除した後の最初の基準価額の計算日を一部解約の実行の請求日として第 3 項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、この信託にかかる受益権の総口数が 30 億口を下回ることになった場合には、受託者と協議のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、この信託を終了させることができます。
- ⑧ 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、これを公告し、かつ、知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ⑨ 次条第3項から第6項までの規定は、前項の場合にこれを準用します。この場合において、次条第4項中「第1項」とあるのは「第55条第7項」と読み替えます。

(信託契約の解約)

第56条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託約款の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第57条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第61条の規定にしたがいます。

(委託者の認可取消等に伴う取扱い)

第58条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第61条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

(委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第 59 条 委託者は、営業の全部または一部を譲渡することができ、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することができます。

- ② 委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることができます。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第 60 条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第 61 条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受託者につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前 2 項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
 2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 3. 受託者の財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 4. 受託者が本信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
 5. その他委託者の合理的な判断において、受託者の信用力が著しく低下し、委託者による信託財産の運用または受託者による信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任される場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は、本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかつた受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(信託約款の変更)

第 61 条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、または正当な理由があるときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対してを交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (3) 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (4) 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- (5) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第61条の2 第56条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第56条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する証券会社または登録金融機関を通じ、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公 告)

第62条 委託者が受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第63条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第64条 第52条第6項の2に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。なお、2000年3月30日以前の取得申込にかかる受益権の信託時の受益証券の価額は、委託者が計算する2000年3月31日の平均信託金(信託金総額を総口数で除して得た額)とみなすものとします。

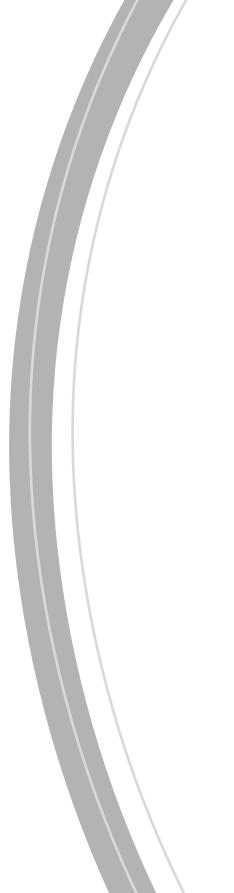
上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 1999 年 11 月 29 日

委託者 東京都港区赤坂二丁目 17 番7号赤坂溜池タワー
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 3 号
ユーワフジエイ信託銀行株式会社

<信託約款 B コース>



インターネット・ビジネスへの投資
ゴールドマン・サックスの独自アプローチ

netWIN®

netWIN ゴールドマン・サックス・インターネット戦略ファンド